デジタル時代における 放送の将来像と制度の在り方 に関する取りまとめ(第3次)[案]

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

2024年(令和6年)10月22日

目次

はじめに	3
第1章 放送の将来像	4
1. 放送の価値	4
(1) 基本的な理解	4
(2) 近年の社会環境の変化などを踏まえた理解	5
2. 放送概念	6
(1) 我が国における放送概念	6
(2) 諸外国における放送概念	7
(3) 放送概念が将来的に向かっていくと考えられる方向	10
3. 放送の担い手になることで認められる効果として考えられるもの	10
第2章 小規模中継局等のブロードバンド等による代替	12
1. 基幹放送の役割	12
(1)現行制度	12
(2) デジタル時代における経営の選択肢	12
(3) 基幹放送をあまねく受信できるようにする枠組み	15
2. 地上基幹放送を I Pユニキャストで代替することの是非	15
3. 地上基幹放送を I Pユニキャストで代替可能とする場合の要件	17
(1) 基本的な考え方	17
(2) 地域住民の理解を得る上で必要なプロセス	17
(3) 円滑な権利処理	18
4. 地上基幹放送を代替する I Pユニキャストの在り方	19
5. NHKの地上基幹放送の I Pユニキャストによる代替	19
6. 今後の進め方	20
第3章 ラジオ放送における経営の選択肢	22
1. AM局の運用休止に係る特例措置	22
2. FM転換及びAM局廃止	24
3. その他	24
おわりに	26

別添

- 別添1 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 3次 取りまとめ
- 別添2 公共放送ワーキンググループ 第3次取りまとめ
- 別添3 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 第2次 取りまとめ
- 別添4 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ

参考資料

- 参考1 開催要綱
- 参考2 開催状況
- 参考3 規制改革実施計画
- 参考4 ヒアリング資料等

はじめに

我が国の放送は、来年3月に開始100周年を迎える。その間、放送法の制定(1950年)、テレビ放送の開始(1953年)、カラーテレビ放送の開始(1960年)、衛星放送の開始(1989年)、BSデジタル放送の開始(2000年)、地上デジタル放送の開始(2003年)、地上デジタル放送への移行完了(2012年)、4K・8K放送の開始(2018年)といった歴史を刻みながら、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するという、その社会的な役割を一貫して担ってきた。しかし、放送はいま、社会全体で急速に進展するデジタル化に直面し、大きな岐路に立たされている状況にある。

こうした中で、本検討会においては、放送の将来像と制度の在り方について中長期的な視点から検討を進めており、これまでに第1次取りまとめ(2022年)及び第2次取りまとめ(2023年)を公表した。その中で提言した内容は、2023年の放送法・電波法改正(複数の放送対象地域における放送番組の同一化、中継局の共同利用、基幹放送事業者等の業務管理体制の確保等)や2024年の放送法改正(NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化、民間放送事業者等が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化等)などの形で実を結んでいる。

その一方で、今後も放送の社会的な役割が果たされるためには、目下の課題に対処するだけでなく、その先にある将来像を見据える努力も欠かせない。本検討会においては、本年3月以降、社会環境の変化などを踏まえて放送の価値を再検証した上で、放送概念が将来的にどのような方向に向かっていくと考えらえるか、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果としてどのようなものが考えられるかといった直ちに結論を出すことが困難な検討課題に新たに取り組んだ。引き続き研究を進めていく必要はあるものの、重要な一歩を踏み出せたと考えている。

また、本検討会において継続的に取り組んできた検討課題にも着実な進展があった。本検討会の下で開催した「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」においては、約3年間にわたり小規模中継局等のブロードバンド等による代替可能性について実証や検討に取り組んできたが、その成果がいよいよ出揃うに至ったことを受けて、本検討会においても、代替に向けた制度の在り方について一定の結論を導いた。更には、放送番組のインターネット配信においてテレビ放送よりも先行するラジオ放送の経営の選択肢についても検討を進めた。

この度、以上に述べた検討の成果に本検討会の下で開催した4つのワーキンググループ等(小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム、公共放送ワーキンググループ、放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ、衛星放送ワーキンググループ)の取りまとめを加えて、本検討会の第3次取りまとめとして公表する運びとなった。本取りまとめがデジタル時代における放送の将来像と制度の在り方についての新たな道しるべとなることを期待している。

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会座長 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 三友仁志

第1章 放送の将来像

1. 放送の価値

(1)基本的な理解

放送は、憲法が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである¹。放送法(昭和25年法律第132号)は、この憲法的価値の下で、放送の社会的な役割が果たされるようにこれを規律している。その中で、基幹放送の規律については、自主自律を基本とする枠組み²の下で、放送事業者が自らの責任において放送番組の編集を行うことを前提として、無線の伝送路を優先的に確保し³、計画的な普及を図り⁴、そのことが寡占性、ひいては経営基盤となる構造となっている。

また、放送は、公共性の観点からは、同時・同報の信頼される基幹的メディアとして、単に消費者が見たいときに見るという消費的・嗜好的要素を超えて、公衆を包摂・形成する社会基盤⁵というべきものであり、その帰結として、国民に広く共有されるべき基本的情報を伝達する役割を委ねられてきた⁶といえる。

その上で、デジタル時代においては、情報の伝送手段が多様化した一方で、情報空間の健全性を確保するとともに、公衆の相互理解や対話を促進することなどが課題となっており、その中にあって放送の社会的な役割に対する期待は大きい⁷。

こうした基本的な理解の下、本検討会の第1次取りまとめ⁸においては、2030年頃の放送の将来像を論ずる中で、「放送の意義・役割」として、放送には、取材に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進という価値があり、デジタル時代においてこそ、放送の役割に対する期待が増していることを示したところである。

² 番組編集準則(放送法第4条第1項)、番組基準(同法第5条第1項)、放送番組審議機関(同法第6条第1項)等

¹ 最高裁平成29年12月6日大法廷判決

³ 「基幹放送」とは、電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り 当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。(放送法第2条第2号)

⁴ 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。(放送法第91条第1項)

⁵ ここでは、社会資本として、ハードだけでなく、公衆の相互理解や対話の促進などを通じたソーシャル・キャピタル (社会関係資本) の形成に寄与するソフトをも包含するものとして用いている。

⁶ 災害の場合の放送(放送法第 108 条)、災害に関する情報の収集及び伝達(災害対策基本法第 51 条)等

⁷ デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策について検討する「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会(座長:宍戸常寿東京大学大学院法学政治学研究科教授)」のとりまとめにおいて、放送に期待される役割についても記載されている。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_space/02ryutsu02_04000411.html

⁸ デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(2022年(令和4年)8月5日公表)

(2) 近年の社会環境の変化などを踏まえた理解

放送は、公衆の生命・身体の安全確保のために必要な情報を迅速かつ確実に提供する点でも大きな役割を果たしている。本検討会の第2次取りまとめの公表後では、令和6年能登半島地震において、関係者の高い使命感の下で、被災地の放送ネットワークや受信環境、取材網の維持が図られ、災害放送が行われた。例えば、長引く停電により被災地の中継局の発電機に燃料補給が必要となる中で、道路が寸断された状況でも、ヘリコプターによる燃料補給の継続的な実施により停波が最小限に抑えられたほか、避難所におけるテレビ・アンテナ設置や、ラジオ受信機の配布、衛星放送を活用した地上放送の放送⁹、被災地において依存度の高いケーブルテレビの復旧が進められた。また、発災直後には避難を強く促す呼びかけが行われたほか、インターネット上で偽・誤情報が広く出回る中、それらを打ち消す報道や冷静な対応を呼びかける報道も行われた。この度の地震の経験を踏まえて緊急対応力の強化に引き続き取り組む必要があるが、以上に述べたような災害放送やそれを可能とする取組を通じて、基幹的メディアとしての放送の重要性が再認識された。

また、放送は、情報空間の健全性を確保する上でも重要な役割を果たしている。 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信することを基本として、例えば、 SNSから発信される大量の情報を収集・分析し、重要な情報を報道につなげられ るようにするための取材体制の構築、一次情報の確認や専門家や研究機関への取材 などを通じた偽・誤情報の検証報道、偽・誤情報の拡散を未然に防ぐことに寄与する コンテンツの提供、放送由来のコンテンツのデジタル空間における提供、情報発信 元の真正性の確保に向けた技術的手段の開発といった取組も進められている。

放送がその社会的な役割を果たす上で不可欠なコンテンツの質の確保は、それぞれの放送事業者において視聴者の意見を採り入れながら適切に図られるものである。その上での一般論として、良質なコンテンツは、一定の編集責任と経営基盤の下で、収入を確保し、人的・財政的な資源を投じて制作してこそ提供可能であり、その効用は、世代を問わず国民に広く提供されてこそもたらされる。こうした良質なコンテンツを供給し、効用をもたらす構造は、100年の歴史の中で放送が示してきたものであり、デジタル時代において伝送手段が多様化しても基本的には変わらないと考えられる。

その一方で、デジタル時代において情報空間は絶えず変化し続けるものである。 例えば、市場原理に委ねているだけでは特定の分野の情報が十分に提供されなくな るおそれ¹⁰や、情報過多によって、信頼できる情報や自律的な価値判断を行うため

_

⁹ NHKがBSプレミアムを放送していたチャンネル(BS103チャンネル)でNHK金沢放送局の総合テレビの地域向けニュースや全国ニュースを放送。

¹⁰ 本検討会においては、情報が飽和する中では、情報空間がアテンションエコノミーに染まっていくことで、フィルターバブルが進んで、基本情報が行き届かないということが起こり得る旨の発言(第1回、山本龍彦構成員)や典型的な報道番組や知られざる社会問題を広く知らせるドキュメンタリーは、民主主義社会にとって不可欠なものだが、政策的介入がない場合には過小供給されがちである旨の発言(第2回、曽我部構成員)があった。

に必要な情報などにたどり着くことが難しくなるおそれがある。そうなれば、基幹的メディアとしては、それらの情報を伝達するとともに、その参照点としての役割を果たすことなどが重要になる。

こうした中で、基幹的メディアとしての放送に期待される価値の本質は変わらないとしても、その価値をもたらし、それを発揮する放送の姿は変わり得るものであり、その観点から、上記の構造や情報空間の変化なども踏まえて、必要なエビデンスを揃えながら、2030年頃だけでなくその先も見据えた放送の将来像について引き続き研究を進めていく必要がある。

【能登半島地震に関するインターネット上の真偽の不確かな投稿の例】

- ・二次元コードを添付して寄附金・募金等を求める投稿
- ・公的機関による支援や施設利用に関する不確かな情報
- ・被災住宅について、不要なはずの住宅改修工事を勧める投稿
- ・不審者・不審車両への注意を促す不確実な投稿
- ・過去の別場面に酷似した画像を添付して被害状況を報告する投稿
- 存在しない住所が記載されるなど、不確かな救助を呼びかける投稿
 (出典)総務省ウェブサイト: https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/fakenews/

【能登半島地震に関するインターネット上の偽・誤情報を打ち消す報道事例】

- ・地震の原因が「人工地震」という主張について 科学的根拠が全くない偽情報であることを伝える報道
- ・嘘の救助要請について注意喚起をする報道
- ・感情を揺さぶられるような情報や動画を安易に拡散せず、 情報源を確認したり、行政や報道機関の情報を調べたり するなど冷静な対応を呼びかける報道

(参考)「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第24回会合(令和6年3月5日)資料24-2 (事務局資料) p. 3



図表1-1 令和6年能登半島地震における報道事例等

2. 放送概念

(1) 我が国における放送概念

放送法は、「放送」を公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信と定義している¹¹。ここでいう公衆とは不特定多数の者を意味している¹²。この定

¹¹ 放送法第2条第1号

¹² 放送法逐条解説 新版(金澤薫監修 放送法制研究会編著)

義の下で、例えば、情報を受信者からの要求に応じてその都度送信する放送番組等 のインターネット配信は、放送に該当しない。

また、放送法は、放送が有限希少な電波を使用することと放送の及ぼす社会的影 響力が大きいことから、その社会的な役割が果たされるようにこれを規律いしてお り、その中で、基幹放送の規律については、自主自律を基本とする一定の編集責任 が果たされることを前提として、無線の伝送路を優先的に確保し、計画的な普及を 図り、そのことが寡占性、ひいては経営基盤となる構造となっている。

こうした現行の放送制度は、放送の技術的な特性(同時・同報で広範囲に到達す ること、輻輳のないこと、経済合理性の観点から優れていること等)とその送信形 態による社会的な影響力を基礎として、放送に社会的な役割を担わせることで形成 されてきたと考えられる。

(2)諸外国における放送概念

諸外国においては、それぞれ異なる放送制度が形成されており、それらは必ずし も放送の技術的な特性を基礎とするものとなってはいない。例えば、米国や英国に おいては、放送の定義そのものは、無線通信により伝送するものに限定されている。 しかしながら、米国においては、放送に対する規律の一部が放送番組のインターネ ット配信にも適用される仕組み14となっており、英国においては、放送番組のイン ターネット配信にも放送に対するコンテンツ規制15の全部又は一部が適用される仕 組みとなっている。ドイツやフランスにおいては、放送又は放送に相当するメディ アの定義そのものが伝送手段を問わないものとなっている。

また、英国においては、2024年に成立した「メディア法」6」に基づき、「規制テレ ビジョン選択サービス17」を提供する者が「指定インターネット番組サービス18」を 適切に目立たせて提供することが義務付けられるなど、デジタル時代ならではの制 度整備が進められている。更には、地上テレビ放送を無制限に維持すべきとする放 送業界のコンセンサスは崩れたとした上で、将来的な在り方として、その廃止を含

¹³ 不特定多数の者に届けるために同時かつ一斉に送信するものは、対象が不特定多数の者であることや送信時期 が同時かつ一斉であることや情報の送信形態が映像・音声等であること等から社会的影響力が大きいものである こと及び、特に無線の放送については有限希少な周波数を用いるものであること等を踏まえ、従来から放送とし て特別に規律されてきた。(放送法逐条解説 新版)。これに対して、2010年の放送法改正で「放送」の定義に改 正前の「有線テレビジョン放送」「有線ラジオ放送」「電気通信役務利用放送」も含めたことで伝送路の中立性は 一定程度確保されており、本検討会においては、その根拠が真に根拠たり得るのか更に精緻化していく必要があ るといった指摘(第29回、林構成員)があった。

¹⁴ 字幕付きで放送された放送番組をインターネット上で再送信する場合における字幕の付与

¹⁵ 番組基準を定めた「Ofcom コード」

¹⁶ Media Act 2024

¹⁷ インターネットに接続するテレビ機器等により提供される番組の選択・アクセスを出来るようにするサービス であって、指定されるもの

¹⁸ BBCやITV等の公共サービス放送事業者が提供するインターネット配信サービス等であって、指定される もの

むいくつかの選択肢を示す報告書¹⁹が公表されるなど、放送の将来像についての研究が進められている。

-

^{19 2024}年5月9日に英国情報通信庁(Ofcom)が文化メディアスポーツ省に提出した「Future of TV Distribution」。同報告書は、地上テレビ放送の将来的な在り方に影響を与え得る市場の変化について調査・分析を行ったものであり、地上テレビ放送を無制限に維持すべきとする放送業界のコンセンサスは崩れたとした上で、将来的な地上放送の在り方の選択肢として、①より効率的な地上デジタルテレビサービスへの投資、②地上デジタルテレビサービスの縮小、③地上デジタルテレビサービスの廃止の3つを提案している。

	定義語	定義内容	備考
米国	放送	一般公衆により直接又は中継局を経由することにより受信されることを目的とする無線通信の伝搬	・コンテンツ規制の対象と ・カステンツ規制の対象と ・地上放送のカバレッジテス ・地上がでは、ケーブルテム にでででは、放送では、などででででででででででででででででででででででででででででででででででで
英国	放送デ組出る	無線電信による放送 ・テレビ放送サービス(放送されることを目的として提供されるテレビ番組のサービス、かつ、公衆が受信可能なように提供されるサービス)・テレビ免許コンテンツサービス(衛星から放送されるテレビサービス、電子通信ネットワークを利用して配信されるテレビサービス(インターネット経由で放送されるサービス(インターネット経由で放送によって提供されるサービス)・デジタルテレビ番組サービス・制限的テレビサービス	番組基準を定めた「Ofcom 放送コード」が適用されて いる。
	オマプログラービス	主たる目的が、テレビ番組サービスに通常含まれる番組の構成・内容と同等のものであり、アクセスがオンデマンドで行われるものであり、編集責任を有する者が存在するものであり、当該者によって公衆の利用に供することとされたものであり、その者の本社が英国内にあるものであり、かつ、サービスに関する編集上の決定が英国内で行われるもの	番組基準を定めた「Ofcom 放送コード」の一部が適用 されている。
ドイツ	放送 テレメ ディア	報道・編集された番組を、動画又は音声で一般向けに編成・配信し、電気通信手段によって放送スケジュールに沿って同時受信すること 電気通信法に規定する電気通信サービス又はメディア州際協定に規定する放送に該当しない全ての電子的情報通信サービス	コンテンツ規制の対象と なっている。
フランス	視聴覚 通信	公衆へのサービスを実現する態様はどうであれ、公衆向け通信としてのラジオ及びテレビサービス又は公衆向けビデオ・オン・デマンドサービス (個人の要求により発信者と受信者の間でデジタルデータを交換するオンラインサービスを除く。)	・コンテンツ規制の対象となっている。 ・地上放送のカバレッジについては、地上波以外の手段も使って100%の人口カバー率を実現する仕組みとなっている。

図表1-2 諸外国における放送等の定義

(3) 放送概念が将来的に向かっていくと考えられる方向

我が国においては、デジタル時代においても、放送の社会的な役割に対する期待が大きい一方で、情報の伝送手段が多様化し、放送の技術的な特性は相対化している。また、多様化した情報の伝送手段の間において整合的な制度や対等な経営環境が必ずしも実現していない現状があるといった指摘があった²⁰。

こうした中で、放送制度やその中の放送概念²¹は、諸外国の動向も参考にしつつ、 放送の将来像を見据えながら見直すべきものから見直していく必要があり、将来的 には、社会基盤として維持する意義のある放送の社会的な役割を基礎として、多様 な伝送手段によりその役割がより良く果たされるように再構成される方向に向か っていくと考えることは可能である。

3. 放送の担い手になることで認められる効果として考えられるもの

仮に放送制度やその中の放送概念が放送の社会的な役割を基礎として再構成されるとしても、現行制度における基幹放送とは異なり、その社会的な役割を担うべきものが伝送路の優先的な確保を必要とするとは限らない。また、これに対しては、自主自律を基本とする一定の編集責任が果たされることを前提として、伝送路を優先的に確保し、計画的な普及を図り、そのことが寡占性、ひいては経営基盤となる基幹放送の規律の構造をそのまま当てはめることはできない。

この点に関して、本検討会の構成員からは例えば以下のような意見が示された。

- ・ 現行の基幹放送の規律の枠組みを踏襲するのであれば、過渡的には、従来の放送概念における放送の担い手のうち、インターネット上でも放送の社会的な役割を自ら積極的に担おうとする者を対象として、自主自律を基本とする一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る既存の規律の構造を応用していくことになると考えられる。また、将来的には、従来の放送概念における放送の担い手であるかどうかを問わず、インターネット上で放送の社会的な役割を自ら積極的に担おうとする者を対象として、上記の既存の規律の構造を応用していくことになると考えられる。
- ・ 経営基盤の確保は、周波数の割当てや寡占性の創出に限らず、例えば、放送の 社会的な役割を担う者をその編集責任に見合う何らかの形で優遇することによ っても図ることが可能と考えられる。
- ・ 優遇措置としては、例えば、プロミネンス (プラットフォーム上で情報を目立 たせ、アクセス機会を確保する措置)、権利処理、視聴データの取扱い、なりすま

_

²⁰ 例えば、本検討会においては、放送番組のインターネット配信を行う上でいわゆる「フタかぶせ」などが必要となる場合がある現状に課題がある、視聴データの取扱いを含む広告の在り方については早期の検討に値するといった指摘(第 29 回、奥構成員、瀧構成員)があった。

²¹ 放送そのものと放送の社会的な役割と同等の役割を担うもののどちらも含み得るもの

しによる被害からの回復、放送の二元体制の下でのNHKとの協力などが考えられる。

本検討会におけるこうした議論を踏まえれば、放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を研究する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある。

第2章 小規模中継局等のブロードバンド等による代替

1. 基幹放送の役割

(1) 現行制度

基幹放送は、放送の社会的な役割の実現を確実かつ適正に果たすことを確保する 枠組みに基づき行われるもの²²として位置付けられており、放送をする無線局に専 ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用している²³。

基幹放送による放送の面的な普及を図るため、NHKは、義務として、AM放送とFM放送とのいずれか及びテレビ放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならないこととされている²⁴。また、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、努力義務として、放送対象地域において基幹放送があまねく受信できるように努めるものとされている²⁵。

(2) デジタル時代における経営の選択肢

第1章で述べたとおりデジタル時代において放送の社会的な役割に対する期待が大きい中で、その実現を確実かつ適正に果たすことを確保する枠組みに基づき行われる放送として、基幹放送の役割は依然として重要であり、その維持・発展が望まれる。

その一方で、放送事業者は、受信料収入減や広告収入減などにより厳しい経営環境に直面しており、また、その社会的な役割を果たす上で不可欠なコンテンツの制作コストをこれからも賄う必要があることから、社会経済構造の変化に応じて業務の合理化を図るとともに付加価値を上げる経営努力が求められる。

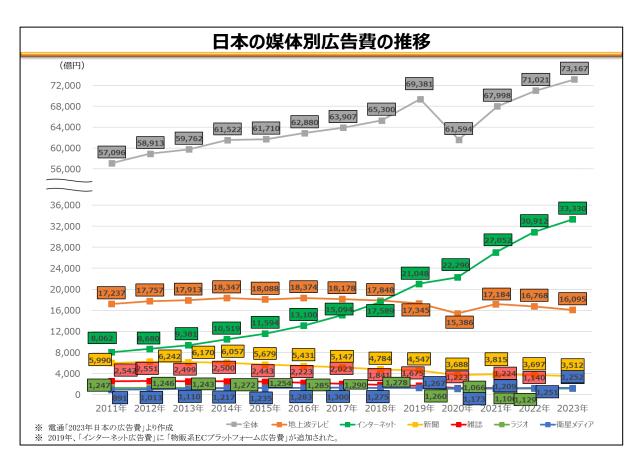
こうした中で、基幹放送の事業の経営の選択肢については、その維持・発展を図る上での喫緊の課題として、放送の社会的な役割の実現を確実かつ適正に果たすことを確保可能なものと認められる限りにおいて拡大していく必要がある。

²² 基幹放送は、… (中略) …民主主義の健全な発達に寄与し、国民が日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な情報を提供し、基本的情報の共有を促進すること等の社会的な役割の実現を確実かつ適正に図るために確保する無線の放送である。(放送法逐条解説 新版)

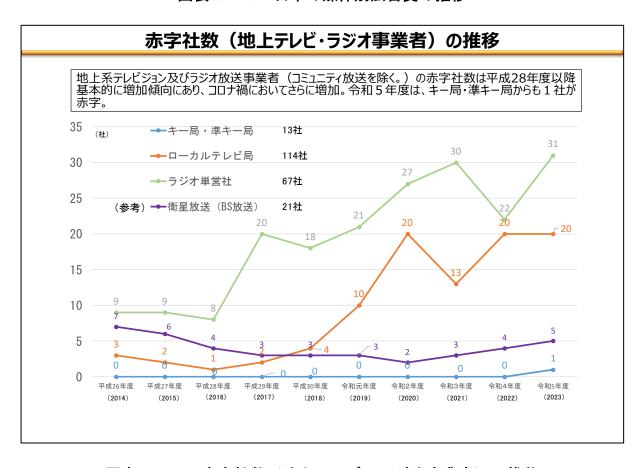
²³ 放送法第2条第2号

²⁴ 放送法第20条第5項

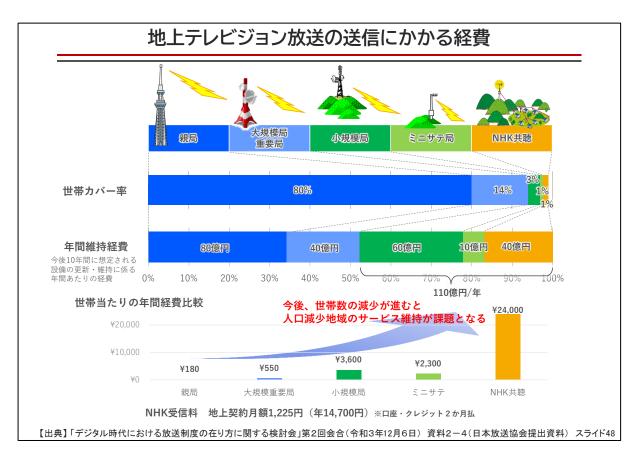
²⁵ 放送法第 92 条



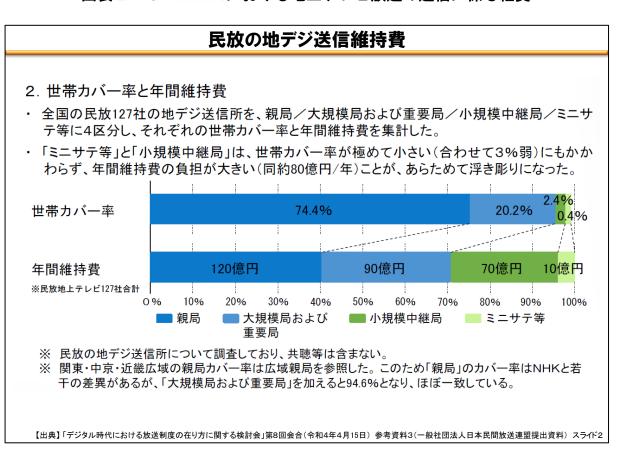
図表 2-1 日本の媒体別広告費の推移



図表2-2 赤字社数(地上テレビ・ラジオ事業者)の推移



図表2-3 NHKにおける地上テレビ放送の送信に係る経費



図表 2 - 4 民間放送における地上テレビ放送の送信に係る経費

(3) 基幹放送をあまねく受信できるようにする枠組み

基幹放送が放送の社会的な役割の実現を確実かつ適正に果たす上では、国民に広く普及されて、その効用が国民にもたらされる状態にあることが重要²⁶である。このことはデジタル時代においても不変であるため、基幹放送をあまねく受信できるようにする現行の枠組みはこれからも不可欠である。また、この枠組みは、放送の技術的な特性を基礎に形成されている放送制度の中で、放送の面的な普及を図るためのものであり、そのことによる内在的な制約として、基幹放送の伝送手段は放送を基本とする必要があると考えられる。

しかしながら、地域の人口減少やブロードバンド網の全国的な普及²⁷、情報の伝送手段の多様化など社会環境が変化する中で、放送の技術的な特性は相対的なものとなっており、小規模中継局等²⁸による放送が基幹放送の伝送手段として地域によっては必ずしも合理的なものとなっていない現状がある。また、放送がもたらす効用という観点からは、国民は、伝送手段が放送であるかそれ以外であるかを大きく意識することなく、放送番組を視聴している現状がある。

こうした現状に鑑み、放送に準ずる技術的な特性を備え、基幹放送の効用を国民にもたらす手段として利用可能な放送以外の伝送手段があるならば、それを基幹放送の伝送手段の選択肢として認める余地がある。

2. 地上基幹放送を I Pユニキャストで代替することの是非

本検討会においては、従来の無線による放送とケーブルテレビや光ファイバ等のブロードバンドによる伝送の2つの方法について、両者の提供エリアの突き合わせやコスト比較の具体的な作業を行いつつ、それらによる代替可能性について検討していくべきとの方向性を示した上で、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、約3年間にわたる検討に取り組んできた。また、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)では、ブロードバンド等による代替につい

²⁸ 中継局としては、ミニサテライト局のほか、一部の小規模中継局を想定。なお、中継局の分類は以下のとおり。

²⁶ 放送法第1条は、放送を規律する原則の一つとして「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」を掲げている。

²⁷ 全国の光ファイバ整備率は99.84%となっている。(令和5年(2023年)3月末時点)

プラン局:親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年10月1日郵政省告示第661号)の表(注:第5表)に掲げる中継局(放送法施行規則第103条第2号)。

その他の中継局:親局及びプラン局以外の基幹放送局(放送法施行規則第103条第3号)。「空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局」として、「テレビジョン放送(地上系)を行う3W以下の中継局」が規定(基幹放送用周波数使用計画 第1総則 4 (5))。

ミニサテライト局:「その他の中継局」のうち、空中線電力0.05W以下のもの(無線設備規則第14条第2項及び別表第1号注21ただし書の規定に基づく総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件)。

て、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、令和6年度に結論を得ることとされており、これも踏まえ、同作業チームにおいては、小規模中継局等のブロードバンド等による代替、とりわけ、IPユニキャストによる代替が、実際に放送の代替として実現可能性があるかどうかについて検討を行い、実証事業の結果等を踏まえ、この度、一定の結論を得たところである。

ここでいう「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」とは、小規模中継局等がカバーする地上基幹放送の受信エリアにおいて、その伝送手段を無線による放送からブロードバンド等による伝送に置き換えるということであり、そのことを前提として、その受信エリアにおいては小規模中継局等を廃止することを意味している。このことは、放送対象地域全体で考えた場合には、地上基幹放送における無線による放送をブロードバンド等による伝送によって補完することを意味していると考えることもできる。

小規模中継局等による放送の代替手段としては、まずはケーブルテレビや I Pマルチキャストによる放送が考えられる。しかしながら、整備状況²⁹や設備コストに見合う需要規模などを踏まえれば、それらだけで小規模中継局等による放送を全て代替することは現実的ではない。

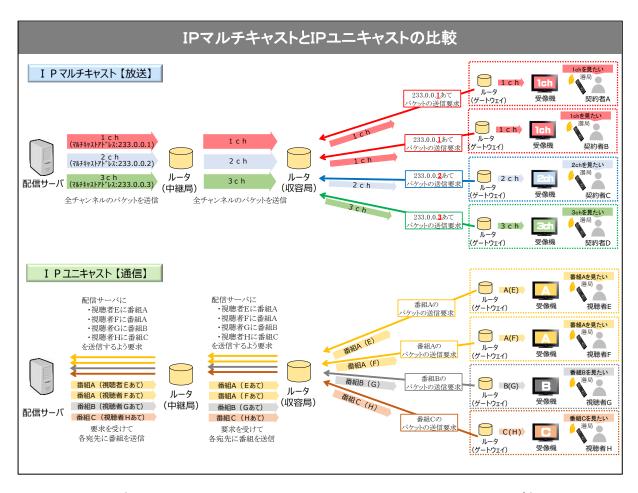
IPユニキャストは、現行の放送法上、放送ではなく、品質・機能について基準が設けられていない点や技術的な制約³⁰がある点に留意する必要があるものの、放送番組のインターネット配信に用いられている点に鑑みれば放送に準ずる一定の技術的な特性を備えていると考えることができる。また、全国的に普及するブロードバンド網を利用して提供可能なものであり、ケーブルテレビやIPマルチキャストの未整備地域やそれらの設備コストに見合う需要規模に満たない地域においても小規模中継局等による放送の代替手段となり得る。

このため、放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当である。

_

²⁹ ケーブルテレビの世帯普及率は約52.5% (令和5年(2023年)3月末時点)、IPマルチキャストによる地上放送の再放送サービスは、株式会社アイキャストが20都道府県でサービスを提供している。

³⁰ 本検討会においては、IPユニキャストによって放送を代替する場合、現時点では、数十秒程度の伝送遅延の発生やデータ放送の代替が困難であるなど、放送と同じサービスレベルでの代替を実現することが難しい機能や性能がある旨の発言(第 28 回、伊東座長代理)があった。



図表2-5 IPマルチキャストとIPユニキャストの比較

3. 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件

(1)基本的な考え方

IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容するとしても、基幹放送の枠組みが放送の面的な普及を図るためのものであることやIPユニキャストの品質・機能について技術的な制約がある中で視聴者の利益の保護を図る必要があることなどを踏まえれば、基幹放送の伝送手段は放送を基本とする必要がある。この観点からは、一定の要件を満たす限定的な場合に限り、小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することを許容することが適当である。

代替の要件については、例えば、経営状況、小規模中継局等の開設・維持に係る コストの合理性、他の代替手段の有無といった代替の必要性や地域住民の理解を得 る上で必要なプロセスを踏んでいるかといった代替の受容性を勘案することが考 えられる。

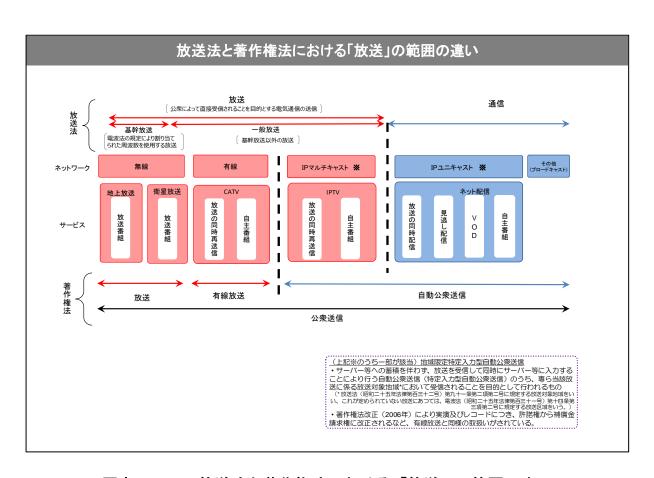
(2)地域住民の理解を得る上で必要なプロセス

地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、代替が経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には基幹放送を行う者が主体となって取り組むべきも

のであるが、その重要性に加え、伝送手段の多様化を含めて放送の姿が変わり得る ものであることについて国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、 総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい。

(3)円滑な権利処理

I Pユニキャストで代替する場合においては、権利処理ができないことによるマスキング等の処理(いわゆる「フタかぶせ」)は可能な限り避けるべきであり、例えば、著作権については、現行の著作権法(昭和45年法律第48号)を前提とするならば、地域限定特定入力型自動公衆送信³1(放送を受信することにより行うことや専ら放送対象地域で受信されることを目的として行うことなどが必要)に該当する範囲の I Pユニキャストなど円滑な権利処理ができる代替手段となっているかどうかも要件を定める上で重要である。



図表2-6 放送法と著作権法における「放送」の範囲の違い

_

³¹ 特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和25年法律第132号)第91条第2項第2号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和25年法律第131号)第14条第3項第2号に規定する放送区域をいう。)において受信されることを目的として行われるもの(著作権法34条1項)

4. 地上基幹放送を代替する I Pユニキャストの在り方

ケーブルテレビや I Pマルチキャストは、一般放送として、参入³²や退出³³、設備の維持³⁴などについて放送法の規律が及んでおり、業務の的確な遂行や品質・機能が確保されている。これに対して、I Pユニキャストは、現行の放送法上、放送ではなく、規律されていないことから、これによって小規模中継局等の放送を代替する場合には、基幹放送の効用をもたらす観点から業務の的確な遂行や放送に準ずる品質・機能を確保することが望ましい。

基幹放送を行う者が自らIPユニキャストを行う場合や他者に委託してIPユニキャストを行わせる場合には、例えば、基幹放送を行う者の業務の方法や委託内容によって、業務の的確な遂行や放送に準ずる品質・機能を確保することが可能であると考えられる。その一方で、IPユニキャストを行う者の数が限定的であり、基幹放送を行う多数の者から画一的な委託を受けることとなることが明らかな場合には、IPユニキャストを行う者が満たすべき能力や確保すべき品質・機能を定める方が効率性の観点からは合理的であるとも考えられる。そこで、業務の的確な遂行や放送に準ずる品質・機能を確保するための方法は、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者とIPユニキャストを行う者との関係を踏まえて合理的なものにする必要がある。

また、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」が行った実証実験においては、IPユニキャストのメリット・デメリットについての一定の理解の下、小規模中継局等による放送のIPユニキャストによる代替が視聴者に受容され得ることが確認された³⁵。品質・機能の水準については、IPユニキャストの技術的な制約を考慮するとともに、同作業チームの検討結果を踏まえて、放送に準じて視聴者が受容可能なものとすることが適当である。

5. NHKの地上基幹放送のIPユニキャストによる代替

NHKは、あまねく全国において受信できるように国内基幹放送を行うこと³⁶をその目的の一つとしており、AM放送とFM放送とのいずれか及びテレビ放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をする義務を負っているほか、総務大臣の認可を受けなければ、基幹放送局やその放送の業務の廃止・休止をすることができない³⁷。また、事業運営の財源を受信料によって賄うことが可能である。

その一方で、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、公共放送の役割

19

³² 放送法第 126条第1項及び第133条第1項

³³ 放送法第135条第1項

³⁴ 放送法第 136 条第 1 項

³⁵ 詳細は、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム3次取りまとめを参照。

³⁶ 放送法第 15 条

³⁷ 放送法第86条第1項

を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めていくことが求められている³⁸。したがって、その社会的な役割を果たす上で不可欠な放送コンテンツの制作コストをこれからも賄う観点から、社会経済構造の変化に応じて業務の合理化を図るとともに付加価値を上げる経営努力が求められる点は民間放送と変わらない。

また、難視聴解消措置については、放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、民間放送に協力する義務³⁹を負っており、現に中継局の共同利用に向けた協議が進行している⁴⁰。その中で、IPユニキャストによる代替について、社会全体で二重投資にならないようにし、コストを最小化する観点からは、NHKと民間放送が協力して、ある程度の規模で利用可能な選択肢とする必要性が認められる。このため、NHKについても、放送に準ずる品質・機能を確保した上で、NHKと民間放送が協力し、IPユニキャストが両者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、一定の要件を満たす限定的な場合⁴¹には、小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することを許容することが適当である。

6. 今後の進め方

本章においては、基幹放送の維持・発展を図るため、放送の社会的な役割の実現を確実かつ適正に果たすことを確保可能な限りにおいて基幹放送の事業における経営の選択肢を拡大する政策的な観点から、主として基幹放送の伝送手段の選択肢をどこまで許容することが適当であるかについて述べた。

今後総務省においては、本章で述べた内容を踏まえた上で、法制的な観点からも検討を行い、所要の制度整備を進めることを期待する。また、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に向けては、NHKや民間放送、代替手段の提供主体などの関係者と十分に意思疎通を図り、本検討会において事務局からイメージとして示された工程を具体化していくべきである。

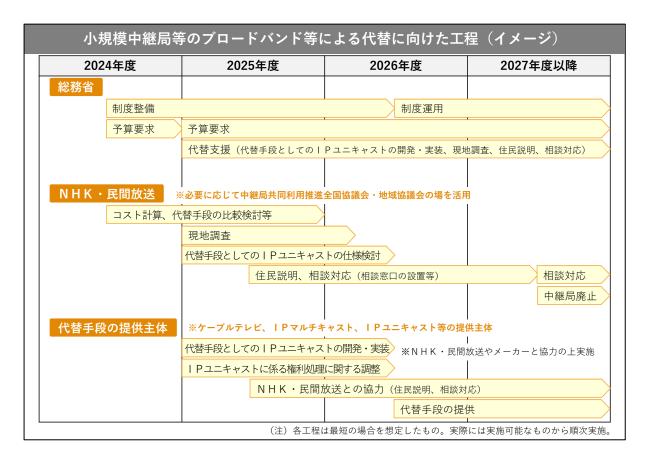
³⁸ 日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

³⁹ 放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)による改正後の放送法第20条第6項

⁴⁰ 中継局の共同利用推進

⁽https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/kyoudouriyou.html)

⁴¹ NHKが、あまねく全国に基幹放送を送り届ける特殊法人として、民間放送とは異なる規律に服していることを踏まえれば、放送を I Pユニキャストで代替する要件等についても、民間放送との規律の違いを踏まえた検討が必要となることに留意が必要である。



図表 2-7 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する工程 (イメージ)

第3章 ラジオ放送における経営の選択肢

1. AM局の運用休止に係る特例措置

現在、AM放送においては、難聴対策等の観点から、FM補完中継局(FM方式による補完中継局)を整備することが可能となっている⁴²。また、AM放送の厳しい経営状況を踏まえた今後の経営の選択肢として、FM転換(親局を含むAM局をFM方式に転換すること)及びAM局廃止(AM方式の親局を維持しつつもFM補完中継局を整備するなどしてAM方式による中継局を廃止すること)が検討されている⁴³。

FM局のカバーエリアは一般的にAM局よりも狭い⁴ため、FM転換・AM局廃止後には聴取できないエリアが生ずるおそれがある。また、FM転換後の放送やFM補完中継局による放送を受信するためには、その周波数(90.0~95.0MHz)に対応したラジオ受信機が必要となるが、古いラジオ受信機にはこの周波数に対応していないものもある。

FM転換やAM局廃止を検討するに当たっては、その社会的影響を最小限にする必要があり、これを検証する観点から、令和5年(2023年)の再免許においては、AM局の運用休止に係る特例措置⁴⁵として、所定の要件を満たした13社34局に対し6か月以上の一定期間においてAM局の運用を休止することが認められた。

この特例措置においては、AM局の運用を休止する場合において、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう努めることや特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うことなどが要件とされており、世帯・エリアカバー率は、AM局やFM補完中継局等による放送を合算して算出する仕組みとなっている。

FM転換やAM局廃止は、AM放送の維持・発展を図る上で合理的な経営の選択肢となり得るものであり、このため、再度の特例措置を認める場合には、自治体等との丁寧な調整を前提として、今回の特例措置の実施状況等も踏まえてより多くのAM放送において検証できるようにする観点から、世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和することが適当である。

 $^{^{42}}$ 基幹放送用周波数使用計画(昭和 63 年 10 月 1 日郵政省告示第 661 号)第 4 の 3

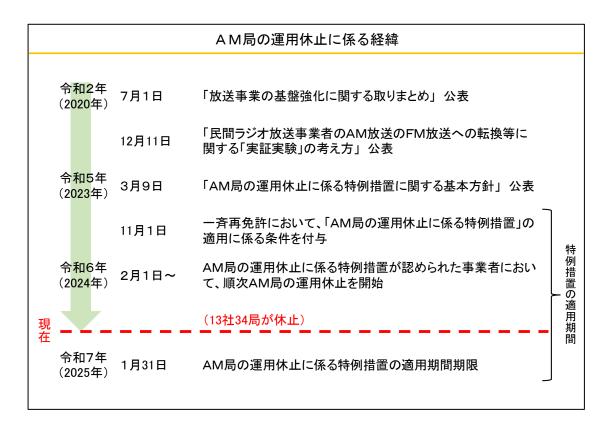
⁴³ 放送事業の基盤強化に関する取りまとめ(令和2年(2020年)7月1日公表)

 $^{^{44}}$ AMラジオ放送は、FMラジオ放送に比べて1局当たりのカバーエリアが広く、山間地までカバーしやすいが、建物内ではFMラジオに比べて聞こえにくく、また、送信アンテナの設置には河辺など広い敷地が必要となる。

⁴⁵ AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(令和5年(2023年)3月9日公表)

用途	周波数	周波数幅46
AM放送	526.5∼1606.5 k H z	1 MH z
短波放送	3.9~26.1MH z の一部	4 MH z
FM放送	76.0~95.0MH z	19MH z
地上テレビ放送	470.0~710.0MH z	240MH z

図表3-1 放送に使用されている周波数



図表3-2 AM局の運用休止に係る経緯

-

⁴⁶ 各放送用に割り当てられた周波数幅

2. FM転換及びAM局廃止

FM転換やFM補完中継局の設置に当たっては、FM放送用の周波数を確保する必要があるが、現在のFM放送用の周波数帯(95.0MHz以下)は逼迫しており、それらを経営の選択肢とする上で支障を来すおそれがある。このため、必要なニーズ調査を実施した上で、95.0MHz超の周波数帯47について、FM放送用の周波数として既存のFM放送事業者も含めて使用できるようにすることが適当である。

基幹放送普及計画⁴⁸は、放送対象地域(AM放送・FM放送などの放送の種類その他の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域)や放送対象地域ごとの放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体)の数の目標を定めているが、FM転換を想定したものとなっていない。このため、特例措置の実施状況等も踏まえて制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とすることが適当である。

3. その他

ラジオ放送においては、AM放送、FM放送及び短波放送によって多様なラジオ番組が聴取者に届けられており、近年においてはradiko等のラジオ番組のインターネット配信によってもそれらが聴取されている実態がある。

その一方で、ラジオ放送は、災害時において公衆の生命・身体の安全確保のために 必要な情報を迅速かつ確実に提供する観点から、停電時においても情報の伝送が可能 なメディアとして高い有用性が認められる。

こうした中で、ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るに当たっては、その 聴取実態に配慮するとともに、災害時の有用性に留意することが必要である。

-

⁴⁷ 2021年(令和3年)調査時に試算した必要な帯域幅は4MHz幅(95.0~99.0MHz)。

⁴⁸ 昭和63年10月1日郵政省告示第660号



図表3-3 radikoの概要



図表3-4 radikoの聴取状況

おわりに

本取りまとめにおいては、まず、放送の将来像について、引き続き研究を進めていくことが必要であるとした上で、放送制度やその中の放送概念は、将来的には、放送の社会的な役割を基礎として、多様な伝送手段によりその役割がより良く果たされるように再構成される方向に向かっていくと考えることが可能であり、その研究をする上では、放送の社会的な役割の担い手になることで認められる効果についても議論を深めていくことが必要であることなどを述べた。

次に、小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送を行う者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、小規模中継局等による放送をIPユニキャストで代替することを許容することが適当であるとした上で、代替は、一定の要件を満たす限定的な場合に限り許容するが、複雑で厳格、硬直的な要件とならないように配慮すべきであり、品質・機能の水準については、IPユニキャストの技術的な制約を考慮するとともに、放送に準じて視聴者が受容可能なものとすることが適当であることなどを述べた。

最後に、ラジオ放送における経営の選択肢については、AM局の運用休止に係る特例措置の実施状況も踏まえて制度面でFM転換を可能とすることや、ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るに当たっては、インターネット配信によってもラジオ番組が聴取されている実態や停電時においても情報の伝送が可能なメディアとして有用性にも留意することが必要であることなどを述べた。

放送番組を国民に広く提供するためにインターネット配信を行うこと、基幹放送の 伝送手段としてIPユニキャストを含む多様な伝送手段を利用すること、放送概念そ のものを放送の社会的な役割を基礎とするものにしていくことは、それぞれ目的も変 化の段階も異なるが、情報の伝送手段が多様化し、それに伴い放送の技術的な特性が 相対化する中でいずれも真摯に向き合うべきものである。

こうした中で、本検討会において、これまでよりも一歩踏み込んだ議論を行うことができたことに加えて、放送界から、地域に根ざした同時・同報の基幹的メディアとしての役割を放送がこれからも担う決意があることやNHKと民間放送が手を取り合って放送の維持・発展を図る考えがあること、放送の将来像について引き続き議論していく用意があることなどを聴取することができたことは意義深い。

その一方で、本取りまとめでは取り扱わなかったものの本検討会が継続的に検討を 進めている課題もあり、それらを含めて、今後も議論を深めていく必要がある。憲法 が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主 主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものであるという放送 の原点に立ち返り、その社会的な役割がよりよく果たされる放送制度に向けて、変化 をおそれることなく前に向けて歩みを進めていきたい。

参考資料

目次

参考 1	開催要綱	参考-1
参考 2	開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考-4
参考 3	規制改革実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考-7
参考 4	・ ヒアリング資料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考-13
(1)	ワイドFM(FM補完放送)対応端末普及を目指す連絡会	
	(資料 24-4)	参考-14
(2)	山口放送株式会社(資料 25-1) ·····	参考-18
(3)	株式会社エフエム東京(資料 25-2)	参考-26
(4)	株式会社 radiko (資料 25-3) ······	参考-31
(5)	宍戸常寿構成員(資料 26-3) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	参考-45
(6)	日本放送協会(資料 27-1、資料 28-4)	参考-52
(7)	飯塚留美構成員(資料 27-2)	参考-66
	一般社団法人日本民間放送連盟(資料 28-3、資料 29-1) · · · · · ·	参考-73
(9)	曽我部真裕構成員(資料 28-5)	参考-88
	林秀弥構成員(資料 28-6)	参考-91
	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(資料 29-2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

参考1 開催要綱

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」開催要綱

1 背景・目的

ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、「規制改革実施計画」や「情報通信行政に対する若手からの提言」(令和3年9月3日 総務省情報通信行政若手改革提案チーム)も踏まえつつ、中長期的な視点から検討を行う。

2 名称

本会は「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」と称する。

3 検討項目

- (1) デジタル時代における放送の意義・役割
- (2) 放送ネットワークインフラの将来像
- (3) 放送コンテンツのインターネット配信の在り方
- (4) デジタル時代における放送制度の在り方
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務大臣の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

|5 議事の取扱い|

- (1) 本会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者 又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他 座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに 掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び 利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場 合については、非公開とする。
- (3) 本会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が、同局情報通信作品振興課、放送技術課、地上放送課及び衛星・地域放送課の協力を得て行うものとする。

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」構成員名簿

(敬称略・座長を除き五十音順)

<構成員>

(座長) みとも ひとし 三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授

研究主幹

いとう すすむ 伊東 晋 東京理科大学 名誉教授

おおたに かずこ 大 谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

まく りつや 奥 律哉 株式会社電通総研 名誉フェロー

整数 たかが 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所

所長・シニアパートナー弁護士

まかべ、 まさいら 曽我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授

たたっとした。 株式会社マネーフォワード グループ執行役員 CoPA Fintech

研究所長

^{ながた み き} 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

はやし しゅうや 林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授

もりかわ ひろゆき 森 川 - 博 之 - 東京大学大学院工学系研究科 教授

ゃまもと たつひこ 山 本 龍 彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

ゃまもと りゅうじ 山 本 隆 司 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

計14名

<オブザーバ>

日本放送協会

- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

参考2 開催状況

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」 開催状況(第24回以降)

- ○第24回(令和6年3月5日(火)13:00~)
 - (1) 当面の検討課題について
 - (2) 令和6年能登半島地震における放送分野の状況について
 - (3) AM局の運用休止について
 - (4) 公共放送WG第2次取りまとめ及び放送法の一部を改正する法律案について
 - (5) 意見交換
- ○第25回(令和6年4月10日(水)15:00~)
 - (1) AM局の運用休止について
 - (2) 放送大学が使用していた地上テレビジョン放送用周波数の利用に係るニーズ調査 の結果について
 - (3) 意見交換
- ○第26回(令和6年5月24日(金)16:00~)
 - (1) 構成員名簿の改訂
 - (2) 令和6年能登半島地震を踏まえた検証
 - (3) 宍戸構成員からのプレゼンテーション
 - (4) 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」からの報告
 - (5) 現行制度について
 - (6) 意見交換
- ○第27回(令和6年6月10日(月)16:00~)
 - (1) ヒアリング
 - 日本放送協会
 - (2) 飯塚構成員からのプレゼンテーション
 - (3) 論点及び検討スケジュールについて
 - (4) マスター設備の IP 化・クラウド化に関する取組
- ○第28回(令和6年7月25日(木)16:00~)
 - (1) 「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」からの報告

- (2) ヒアリング(偽・誤情報への対応について)
 - · 日本民間放送連盟
- (3) ヒアリング (小規模中継局等のブロードバンド等による代替及び放送の将来像について)
 - 日本放送協会
- (4) 事務局説明
- (5) 意見交換
- 〇第29回(令和6年8月19日(月)16:00~)
 - (1) ヒアリング (小規模中継局等のブロードバンド等による代替及び放送の将来像について)
 - 日本民間放送連盟
 - ・日本ケーブルテレビ連盟
 - (2) 事務局説明(放送の将来像と制度の在り方に関する論点整理(案))
 - (3) 意見交換
- ○第30回(令和6年10月22日(火)16:30~)
 - (1) 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」からの報告
 - (2) 「衛星放送ワーキンググループ」からの報告
 - (3) 「公共放送ワーキンググループ」からの報告
 - (4) 検討会取りまとめ(第3次)(案)について
 - (5) 意見交換

参考3 規制改革実施計画

規制改革実施計画

規制改革実施計画等(令和4年6月7日 閣議決定)のフォローアップ結果

1

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管	これまでの実施状況	今後の予定 (令和5年	規制改革推進 会議評価	
NO.	争坝石	观刺収 早の内容	吴爬时别	府省	(令和5年3月31日時点)	3月31日時点)	措置 状況	評価 区分
20	デルにる制在にてジ時お放度りつタ代け送の方い	a ①総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。 ②その際、人口動態等が収益にもたら可能性、将来的なアウトソーシングや設備保有法人応できるがパナンスの整備を含めた具体的方策とのコストの高止まり防止策、技術革新に対方策とのいても検査し、民間事業者の設備銀持、コスト負担の軽減にも貧するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。 ③上記のうち、ブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。	a:(①、②)令和4年7月 討·結論、 (③)令詩和4年 8月令和6年 度結論	総務省	a:(①、②) 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な過点から検討を不取りまとめにおいては、共同利用型モデルについて、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	a:(①、②)措 置(③)措 (③)措 のの のの で、要 で を 行う。	検討中	継続F

規制改革実施計画(令和4年6月7日 閣議決定)のフォローアップ結果

2
_

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管	これまでの実施状況	今後の予定 (令和5年		革推進 評価
140.	7-7-1	派前本士へ 5.344	天旭时初	府省	(令和5年3月31日時点)	3月31日時点)	措置 状況	評価 区分
20	デルにる制在にてジ時お放度りつタ代け送の方い	b 総務等第132号)の改正を含め、デジタル時代を に適した放送を開発を関するためには、 現代において、 を送達第132号)の改正を含め、デジタル時代を 行い、時代において、 現代において必限られないが送事業域の化 を営基整の上で、 を対し、 のは、 を対し、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	b:②4結年改合度出後以段度令結に後フ・・・検論定には内、後外)検和論措もオ・・対峙的のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	総務省	b:(①) 総務省では、マスメディア集中排除原則の見直しについて、令和5年3月に省令を改正し、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限を撤廃するとともに、放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず、地上テレビジョン放送、ラジオ放送につけなが、地域が9都道府県分)までの兼営・支配を可能とする緩和を行った。(前段、後段(①、②以外)、②前段、②後段)「デジタル時代における放送謝度の在り方に関する検討会」第一次取りまとめを踏まえた必要な法のである。当該法律案は、(1)複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用するための規定(消)進基幹放送事業者が中継局を共同で利用するための規定(消)進基幹放送事業者が中継局を共同で利用するための規定(消)道、基幹放送の安定性が確保されるための規定(第管理体制についての基準適合維持義務、その履行を担保するための規定の各整備等を行うものである。このうち(前)についての基準のの規定を確保するための規定の各整備等を行うものである。コーボレートガバナンスの強化については、「デジタル時代における放送番組の同一化を実施した場合も地域情報の発信を確保することを必要としている。コーボレートガがナンスの強化については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討を進めているところ。 こ:終務省では、NHKのインターネット配信の在り方等について、令和4年9月から「公共放送ワーキンググループ」を開催するとともに、インターネット時代における放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について、令和4年12月から「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するフーキンググループ」を開催し、検討を進めているところ。	b:(前①) のできを、の一う (①) 段度け続どにそロ行 (①) 段② 段令措必・行 後ア 指、②、和置要検う のッ 5 措、要う。 を持、要う。 を開引な を開引な を関い、後年向手なも まを	検討中	継続F

【出典】「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」(令和5年6月1日公表)より抜

規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)のフォローアップ結果

_

				75. 66s	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進	会議評価
No.	事項名	規制改革の内容	内容 実施時期 所管 所管 所管 所管 所管 所省 所省		これまでの美麗状況 (令和5年3月31日時点)	(令和5年 3月31日時点)	措置 状況	評価 区分
	ローカル	a 終務除原性の ・ 集性性 ・ は、則性、一力に ・ は、則性、一力に ・ は、則性、一力に ・ は、則性、一力に ・ しつ自 ・ は、制化、一力に ・ しつ自 ・ は、制化、一力に ・ し、な要 ・ は、制化、一力に ・ し、な要 ・ は、制化、 ・ は、制化、 ・ は、制化、 ・ は、 ・ は、 、 は、 ・	a:令和3年 度検討・ 結論		a 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。「論点整理」においては、「インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきである」とし、「特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携を可能とする観点」から、マスメディア集中排除原則の見直しとして、「認定放送持株会社傘下の地上基幹放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場合)に係る規制の特例の創設「等の方針が示された。このほか、「論点整理」では、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域たる放送対象地域の見直しとして、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から、「希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき」との方針が示された。	a 措置済		
20	局の経営基盤強化	b 放送法(昭和25年法律 第132号)の改正を前提と して、NHKとローカルの はローカル局同二士での、 放送設備の共用化が追引 を を を が を は の 表 が を は は の 表 は は の 表 い と ら る は は い し の 、 と い と い と い と い と い と い と い と い と い と	b:令和3年 度措置	総務省	b 民間放送事業者等の責務(放送対象地域において基幹放送があまねく受信できるように努める責務等)の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の改正事項を盛り込んだ「放送法等の一部を改正する法律案」は第204回通常国会に提出したものの継続審査となり、その後、衆議院解散に伴い廃案になったところ、同内容を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に第208回通常国会に提出した。当該法律案は成立していないものの、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討を踏まえ、令和4年2月から、NHK、民間放送事業者、通信事業者等からなる「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、小規模中継局のブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めている。また、総務省は、「日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」において、「インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること」に配意すべきとした。	b 措置済	検討中	継続F

			*************************************		- 4 十六の中体性の	今後の予定	規制改革推進会議評価		
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	(令和4年 3月31日時点)	措置 状況	評価 区分	指摘 事項
21	放送のユ ニバール サービス の在り方	令和3年度の「地上放送部 インフラのあり方に関すと、 査研究」の結論を基に、の機能の全部としたジョン放送のを 能の全部といって、 でードバンド網に代替ったといって、 なことについて、 なことについて、 なまれたといった。 はいのを観滅をする。 はいのを観滅をがしました。 はいのをに、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをは、 はいのをが、 はいので、 はいのをが、 はいので、	令和3年 度検 受験 受験 に結論	総務省	総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。 「論点整理」においては、「人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を巡る環境が急速に変化する中において、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくべき」とし、小規模中継局のブロードパンド等による代替可能性について検討していくこととされた。令和4年2月から、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の調査結果も踏まえつつ、ブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めているところ。	左及チェステンス を	検討中	継続F	検放び手の状要 会作一検況 フロー。

【出典】「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」(令和5年6月1日公表)より抜粋

(参考) フォローアップにおける措置区分・評価区分について

5

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済・・・・・実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置・・・・・実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中・・・・・実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討・・・・・実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

-・・・・・実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決・・・・・・・・・実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー・・・・・現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善・・・・・・・・制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

フォロー終了・・・・上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

【出典】「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」(令和5年6月1日公表)より抜粋

Ⅱ 実施事項

3. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション分野>

(13)放送に関する制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	デジタル時代 における放送 制度の在り方	a ①総務省は、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会における放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえて令和4年7月に取りまとめた、放送事業者が放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力するための方策について、特にローカル局にとっても採り得る経営の選択肢となるよう、その具体化に向けた取組を推進する。具体的には、複数の放送事業者の小規模中継局等をまとめて保有・運用する「共同利用型モデル」の実現に向けて、「共同利用型モデル」によるハード会社を想定した柔軟な参入制度を措置し、制度の運用に向けた取組を進める。 ②小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ、必要となるコストの試算など、制度面・運用面を含めた更なる検討を進め、結論を得る。	a:(①)法案提出については措置済み、運用については令和5年度検討・措置、(②)令和6年度結論	総務省

【出典】「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)より抜粋

規制改革実施計画(令和5年6月16日 閣議決定)

7

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	デジタルる りんしょう おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	b 総務省は、令和4年7月に取りまとめた内容を踏まえて、放送法(昭和25年法律第132号)等の関係法令について、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための制度見直しを措置する。具体的には、放送事業者のマスメディア集中排除原則の見直しや複数の放送対象地域における放送番組の同一化に向けた制度整備を措置するほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。 ①マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制(認定放送持株会社制度によらない場合)に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて必要な総務省令の改正を行う。 ②複数の放送対象地域における放送番組の同一化については、希望する放送事業者において、放送番組の同一化が可能となるよう制度を創設する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報の発信を適切に評価するための定量的な指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。 ③コーポレートガバナンスについては、放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるよう、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営戦略の策定の慫慂等も含めたコーポレートガバナンスの強化について、上記の制度見直しの状況を踏まって、検討する。また、放送事業者を取り巻く経営環境の厳しさが増していることを踏まえて、総務省が放送法等の権限に基づき行う免許や業務の認定等の審査の機会において、放送事業者の経営を持続可能性の確認を行うことなどを含めて、放送事業者の経営基盤強化に向けた取組を進める。	b:(前段、①、②前段)措 置済み、(後段(①、②以 外)、②後段、③)令和5 年結論、結論後速やか に措置、措置後も継続的 にフォローアップ	総務省

規制改革実施計画(令和5年6月16日 閣議決定)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	デジタル時代 における放送 制度の在り方	c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。NHKについては、インターネット時代において公共放送が担うべき役割や、NHKのインターネット活用業務の在り方について検討を進め、結論を得る。また、ローカル局の番組がインターネット上においてもより幅広く視聴されるよう、地域情報の発信の確保の観点も踏まえて、放送コンテンツの制作・流通の促進について検討を行い、必要な措置を講ずる。	c: 令和5年度結論、結論 時に期限を定めて措置	総務省

【出典】「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)より抜粋

参考4 ヒアリング資料等

(1) ワイドFM(FM補完放送)対応端末普及を 目指す連絡会 (資料 24-4)

今後の「AM局の運用休止に係る特例措置 | に向けて

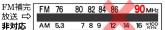
2024.3.5

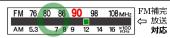
「ワイドFM (FM補完放送)対応端末普及を目指す連絡会 |

「ワイドFM(FM補完放送)対応端末普及を目指す連絡会」

「ワイドFM(FM補完放送)対応端末普及を目指す連絡会」

- TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送在京3社を幹事局として、「FM 補完放送(ワイドFM)対応受信端末の普及」、及び、「FM補完放送 (ワイドFM) の周知広報」、さらには、『将来のAM放送休止=FM 転換』を目指す全国レベルの組織
- 本連絡会には、**全国の民放AM全47局の参加**、加えて、**主要ラジオ** 端末メーカー、自動車メーカーの登録により、FM補完放送が本格化 した、2015年3月2日に発足





参加ラジオ局

北海道放送/STVラジオ/青森放送/IBC岩手放送/秋田放送/山形放送/東北放送 /ラジオ福島/栃木放送/茨城放送/TBSラジオ/文化放送/ニッポン放送/アール・ エフ・ラジオ日本/山梨放送/信越放送/新潟放送/北日本放送/北陸放送/福井 放送/静岡放送/CBCラジオ/東海ラジオ放送/岐阜放送/和歌山放送/京都放送/ MBSラジオ/朝日放送ラジオ/大阪放送/ラジオ関西/RSK山陽放送/中国放送/山陰 放送/山口放送/四国放送/高知放送/西日本放送/南海放送/RKB每日放送/ 九州朝日放送/長崎放送/熊本放送/大分放送/宮崎放送/南日本放送/ラジオ沖縄 / 琉球放送

登録端末メーカー/自動車メーカー

- ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ、東芝エルイートレーディング、 パナソニック、三菱電機、JVCケンウッド、パイオニア、D&Mホールディングス、OM デジタルソリューションズ、オンキョーホームエンターテイメント株式会社、アルプスアル パイン、フォルシアクラリオン、デンソーテン、ハーマンインターナショナル、ビステオン・ ジャパン、オーム電機、ELPA 朝日電器、ツインバード、ホーチキ、サン電子、芝浦電子 工業、日本キャステム、アンドーインターナショナル、リズム時計工業、小泉成器、ベル ソス、ダイニチ電子、グリーンハウス、セントラル硝子
- トヨタ自動車、日産自動車、本田技研工業、マツダ、スバル、いすゞ自動車、スズキ、 三菱自動車、日野自動車、川崎重工業、日本自動車工業会

- FM補完中継局の開設情報を適宜とりまとめ、登録端末メーカー、自動車 メーカーに伝達、情報共有を行ないながら、FM補完放送の対応ラジオの 生産と販売の促進、対応車載ラジオの標準装備の促進
- さらに、「プリセットチューニング」の促進にも注力、 多くの端末実現を果たした



- ※「プリセットラジオ」〜出荷時に既にラジオ局名と周波数が登録さ れ、チューニングの必要が無いラジオ
- ビックカメラ、K'sデンキ等、量販店と連携をとり、FM補完放送対応端 末(対応FMラジオ)のキャンペーン店頭展開等を実施
- 「FM補完放送」を「より親しみやすく」「よりわ かり易く」伝えるために、その呼称(ネーミン グ)を『ワイドFM』とし、同時に、統一ロゴを 作成、全国ラジオ局のキャンペーンでの積極的な 活用を働きかける他、端末メーカー、自動車メー カー、量販店に対して、対応端末への表示、販売 促進等での活用を働きかけてきた







最近の活動としては、「AM 局の運用休止に係る特例 措置」について適用申請し、 2月よりAM放送を休止する





ラジオ局の情報を、登録端末メーカー、自動車メーカーに伝達、情報 共有を行っている

「2021年6月15日 FM転換に関する記者発表」

「日本全国の民放AMラジオ47局のうち、44局は 2028年までに、FM局への転換を目指します」

- 現在、行われている「特例措置によるAM局の運用休止」まで、 3年を切った2021年6月15日に、「世間一般」、「端末メーカー」、 「自動車メーカー」、「トンネル事業者」など、「関係業界」に 対して、改めて、「AMの将来=FM転換」を強く「アピール」する ことを目的に、記者発表を実施
- 『2028 AMからFMへ』をキャッチコピーに「「日本全国の民放AM ラジオ47局のうち、44局は2028年までに、FM局への転換を目指す」 ことを発表、新聞、テレビに取り上げられた

青森放送/IBC岩手放送/山形放送/東北放送/ラジオ福島/栃木放送/ 茨城放送/TBSラジオ/文化放送/ニッポン放送/アール・エフ・ラジオ日本 /山製放送/信越放送/新潟放送/北日本放送/北陸放送/福井放送/ 静岡放送/CBCラジオ/東海ラジオ放送/岐阜放送/和歌山放送/京都放送 /MBSラジオ/朝日放送ラジオ/大阪放送/ラジオ関西/RSK山陽放送/ 中国放送/山陰放送/加口放送/四国放送/高知放送/西日本放送/ 南海放送/RKB毎日放送/九州朝日放送/長崎放送/熊本放送/大分放送/宮崎放送/南日本放送/ラジオ沖縄/琉球放送

(北海道地区2局、秋田地区を除く44局)





・ 主な掲載/放送内容









6/15 フジテレビ

 上記以外にも、「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」「共同通信」、 「時事通信」、「スポーツ報知」、「東京中日スポーツ」に掲載、 配信、また「NHKテレビ」、「TBSテレビ」でも放送された

「AM局の運用休止に係る特例措置」の状況

● ラジオ事業者13社は、総務省「AM局の運用休止に係る特例措置」 の適用を受け、本年2月1日より順次、「AM局の運用の一定期間 休止」を開始

休止予定AM局

(令和6年1月25日現在)

			WIL	PEAM向
	放送局	運用休止 (停波) 局名	空中線電力 (kW)	運用休止 (停波) 期間
1	㈱ IBC岩手放送	田野畑局(中継局)	0.3	2024年2月1日~2025年1月31日
2	㈱茨 城放送	土浦局 (中継局)	1.0	2024年2月1日~2024年7月31日
2	MAC TABLES	関城局 (中継局)	1.0	2024-2711H -2024-17101H
3	(株) 新潟放送	長岡局(中継局)	0.1	2024年2月5日~2024年9月1日
	(1)	柏崎局(中継局)	0.1	
		七尾局 (中継局)	1.0	
4	北陸放議)	山中局(中継局)	0.1	2024年8月1日※1~2025年1月31日
		輪島局 (中継局)	0.1	
5	福井放議)	敦賀局(中継局)	0.1	2024年2月5日~2024年8月4日
,	TIEST TOX AUGUST	小浜局 (中継局)	0.1	2024-271011 2024-07144
		下呂局 (中継局)	0.1	
	東海ラジオ放送(恵那局 (中継局)	0.1	2024年7月1日~2025年1月31日
6		上野局 (中継局)	0.1	
		新城局 (中継局)	0.1	2024年8月1日~2025年1月31日
		豊橋局(中継局)	0.1	2021-0/JILI -2020-1/JOIH
		周南局 (親局)	5.0	2024年7月29日~2025年1月31日 (5月27日~7月28日段階的減力※2実施)
		須佐田万川局(中継局)	0.3	2024年2月5日~2025年1月31日
		萩局(中継局)	1.0	2024年2月19日~2025年1月31日
7	山口放漁)	山口局(中継局)	0.3	2024年3月4日~2025年1月31日
		岩国局(中継局)	1.0	2024年4月29日~2025年1月31日 (4月1日~4月28日段階的減力×2実施)
		下関局 (中継局)	1.0	2024年5月27日~2025年1月31日
-		新居浜局 (中継局)	1.0	(4月29日~5月26日段階的減力※2実施)
8	南海放漁	宇和島局(中継局)	1.0	2024年4月1日~2024年9月30日
	円/時/(大/衛科)	八幡浜局(中継局)	0.1	(2月1日~3月31日段階的減力※≥実施)
		, (IB)((-) (T/E)(-))	0.1	

	9	RKB毎日放鎌)	行橋局 (中継局)	0.1	2024年2月5日~2025年1月31日
	10	九州朝日放議(行橋局 (中継局)	0.1	2024年2月5日~2025年1月31日
			佐賀局 (中継局)	1.0	
	11	長崎放海)	唐津局 (中継局)	0.1	2024年2月5日~2025年1月31日
			伊万里局(中継局)	0.1	2024年2月5日、2025年1月51日
			有田局(中継局)	0.1	
	12	(株) 熊本放送	荒尾局 (中継局)	0.1	2024年2月5日~2025年1月31日
			阿久根局(中継局)	1.0	
	13	(株) 南日本放送 川内局(中継局)		0.1	2024年2月1日~2025年1月31日
			大口局(中継局)	0.1	

※1申請時は4月1日から9月30日までを予定していたが、能登半島地震の影響により延期されたもの。 復興の状況により、さらに変更される可能性もある

※2 段階的減力:一週間~数週間程度ごとに影響を確認しながら、数回に分けて送信出力を下げる

● 「AM局の運用休止に係る特例措置」の申請を行わない主な 理由

- ・ 現時点で、(経営上の理由から)FM補完中継局の整備が進んでおらず、国が定める「AM放送の運用の休止」の要件(運用休止前の世帯・エリアカバー率を最大限維持する)を満たしていない
- トンネル内再放送のワイドFM対応が進んでいない (特に、多くの 山間部道路を抱えるローカル局)
- スポンサー、広告会社に対して、説明説得を行うには時期尚早
- リスナーへのワイドFM (FM補完放送) 対応受信機の普及が進んでいない現状での休止は、影響が大きくリスナーの理解を得られない
- 自動車搭載(車載~カーラジオ)のワイドFM対応受信機の普及が 十分でない(今後、買い替えが進み普及率~標準装備対応~が9割 を超すのは2026年頃と思われる)

3

5

今後、「AM局の運用休止に係る特例措置」が行われた場合の ラジオ事業者よりの主な要望

① radiko聴取の世帯カバー率への反映

radiko (ラジコ):全国の民放ラジオ99局及び、NHKラジオ(第一放送・ FM放送)、放送大学 (~2024.4) がインターネット経由により、スマートフ ォン、パソコンで聴取できるプラットホーム。同時聴取(サイマル)のほか、 過去1週間以内に放送された番組をさかのぼって聴ける「タイムフリー」機 能や、エリアを越えて全国のラジオ番組を楽しめる「エリアフリー」機能 (有料) などのサービスがある

- AM放送停波に於いての聴取代替手段として、インターネット配信サー ビスのradikoに期待しています。radikoによる聴取も増えてきている ことから、radikoをAM放送の代替手段として認めてほしい
- インターネット配信サービスのradikoについては、5Gの普及や更なる 技術革新等により輻輳・遅延等への懸念が払拭される可能性も大いにあ ることから、早期にケーブルTV同様、FM放送を補完する手段として 認められることを要望します
- FM転換においてradikoが「代替メディア」となることが極めて重要 だと考えます。これが成されれば支出抑制のみならず、カバーエリア 拡大にもつながります
- 世帯カバーの手段について、radikoは輻輳・遅延等を理由に、代替措 置の対象外となっておりますが、今後、 5 Gなどの超高速大容量で低 遅延の通信網整備されていくものと期待されます。このため国民の安

全と安心を守る観点からも、FM放送を補完するデバイスの一つとし てradikoの利用も柔軟に対応して頂きたく強く要望します

- 通信技術は今後も革新・発展を継続する分野であることから、radikoを 放送の代替手段とする柔軟な対応を要望します
- FMでの世帯カバーについての要件適用に際しては、radiko等インタ ーネット配信サービスによる代替を対象にすることは、近い将来の 5 G 普及や更なる技術革新等により通信ネットワークにおける輻輳・ 遅延等への懸念が払拭される可能性も大いにあることから、柔軟な対 応を要望します
- radiko等インターネット配信サービスについて、5G普及や技術革新 等によって、輻輳、遅延等の懸念が払拭される可能性もあることから、 適切な時期にこれをFM放送を補完する手段と認められることを要望。 また、認められるための技術要件を示していただくことを要望

② トンネル内再放送のワイドFM (FM補完放送)対応促進への働きかけ

- AMからFMへの移行を推進するための様々な対策の中で、トンネル内 での再放送については、放送事業者が施設管理者と調整を行うことは当 然ですが、国からも国土交通省、地方自治体、道路事業者等への働きか けを強く要望します
- 現状、トンネル内再放送は中波のみで、FM補完放送は再放送されていませ ん。是非、総務省様からもトンネル施設管理者への働きかけをお願いしたいと

今後の「AM局の運用休止に係る特例措置」に向けて

思います

- 現状では、放送対象地域内も含めトンネル内再放送については、ワイドFM は皆無でAMのみという状況です。総務省は、国土交通省・地方自治体への 働きかけを強化して頂き、再放送設備の拡充を図っていただきますよう要望 します
- 今後、「AMラジオ無し」の車載機器の増加が予想されることから、 道路トンネル等の"遮蔽区間"での受信確保について、総務省は、国 土交通省・地方自治体・各道路管理者等との連携を図り、受信・再放 送設備の拡充を図っていただきますよう要望します

③ ワイドFM (FM補完放送)対応受信機の普及促進活動への支援

- AM停波の最大の課題でもあるワイドFM対応受信機の普及、及び社会全体 への周知について、国民に対してのキャンペーン等、周知広報の継続的な 実施や、放送事業者への支援を要望します
- ワイドFM対応受信機の普及活動を、現状よりも規模を拡大し行っていただく ことを要望、その際には、これまでの全国一律のキャンペーンに加えて、地域 のリスナーによりアピール出来るよう、各エリア毎のキャンペーンも企画してい ただくよう要望します
- FM転換の最大の課題であるワイドFM対応受信機の普及(特にカーラジオ) について、放送事業者と連携し、広く国民を対象としたキャンペーンを継続的 に実施する等の取り組みを要望します

• 防災対策として、希望者への無料配布、備蓄促進等、ワイドFM受信機の普 及促進活動

④ ワイドFM (FM補完放送) 周知広報活動への支援

- 現在、毎年春に総務省が実施している「ワイドFMキャンペーン」を行う際には、 地域のリスナーに、よりアピール出来るよう、各エリア毎のキャンペーンも企画して いただくよう要望します
- AM 局の停波について、聴取者へ向けて、放送事業者側でも周知活動を 実施しますが、国も積極的に周知広報に取り組んで頂ける様、お願いし
- FM転換で重要な課題であるワイドFM (FM補完放送)の社会全体の 周知について、キャンペーン等、周知広報の継続的な実施や放送事業者 への支援を要望します
- AM停波は国策ではなく個社の都合によるものですが、国の方でも国民 への周知協力を要望します
- FM転換の最大の課題であるワイドFMの周知広報について、放送事業者 と連携しながら、これまで以上に、広く国民を対象としたキャンペーン

の実施等の取り組みを要望します

(2) 山口放送株式会社 (資料 25-1)

「AM局の運用休止・FM転換に関わる山口放送の取組」

山口放送株式会社 技術局 惠良勝治

Yamaguchi Broadcasting Co., Ltd.

山口放送の歴史 ~KRYのおいたち~



山口放送(株)本社 (周南市公園区)

- 昭和31.4 ラジオ開局(株式会社ラジオ山口)
- 昭和34.10 テレビ開局
- 平成18.10 地上デジタルテレビ放送開始
- 平成24.4 AMラジオ親局予備送信所免許
- 平成27.7 FM補完放送「エフエムKRY」スタート
- 平成28.5「radiko」インターネット配信開始
- 令和 3.4 開局65周年
- 令和 3.8 FM補完中継局14局整備
 - ※瀬戸内側92.3MHz(8局)
 - ※日本海側86.4MHz(6局)

テレビ親局・主たるFM補完中継局送信所 (防府市大平山)

山口県総人口の推移 山口県の特徴 (千人 1,390 山口県は本州の西端に位置し、三方が海に開かれ、東西に中国山地が 1,380 走り、大きくは、瀬戸内海沿岸地域、内陸山間地域、日本海沿岸地域の 1.370 3つに分けられ,気候は概して温暖であり,風水害や地震も比較的少 1,360 なく,全体として住み良い県といわれています。 1,350 1.340 ·令和6年2月1日現在 総人口 約129万人 1,330 世帯数 約59万5000世帯 1,320 自治体 19市町(13市6町) 1.310 1,300 ・令和4年10月1日時点推計人口による高齢化率(65歳以上) 全国 29.0% 山口県 35.2%(全国第3位) 冠山 阿武町 13市 6町 萩市 長門市 3000⋏ 4万1000/ 3万人 県内人口約129万人 求心性を持つ中心的な都市はなく, 莇ヶ岳 それぞれの特徴を持つ, 花尾山 669 岩国市 複数の中小都市が分散する 12万3000 山口市 美祢市 下関市 2万1000/ 19万1000人 和木町 下蒲刈島 周南市 田布施町 24万3000人 7000A 芸予諸島 13万2000/ 1万3000. 倉橋島 塑業 山陽小野田市 柳井市 平生町 5万8000人 2万9000. 瀬戸内海国立公園 1万1000 下関市 下松市 宇部市 防府市 周防大島町 5万5000 15万8000人 11万2000 1万3000 北九州市 上関町 光市 2000

4万8000人

平郡島

北九州

Yamaguchi Broadcasting Co., Ltd.

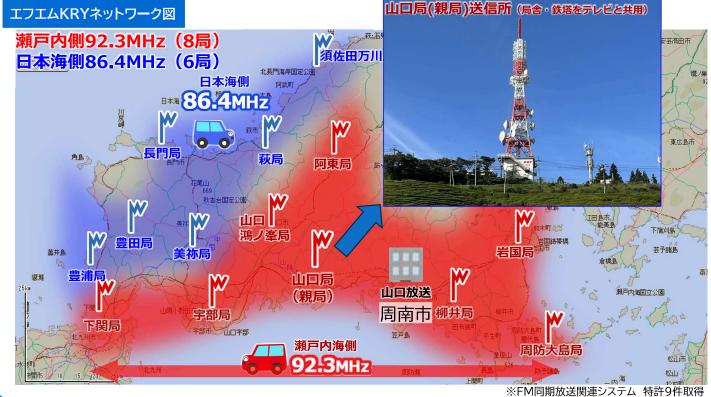


松山市

参照:山口県ホームページ

FM同期放送技術を活用したエフエムKRY

「FM同期放送」では同一周波数にて複数の送信所から送信して放送エリアを構成するもので,同じ周波数のエリアが拡がり車で移動 しても周波数(ダイヤル)を切り替えることなくFM放送を聴くことができる他,周波数の有効利用が実現する.



Yamaguchi Broadcasting Co., Ltd.

山口放送の独自の取組み

高精度デジタル型FM変調器の開発「従来のFM同期放送の課題とデジタル同期」

- ◆ 同じ周波数が重なるエリア『干渉エリア』では 「雑音が発生し聴こえ辛くなる」図①
- ◆ 同一周波数を使用する場合は、『干渉エリア』 回避 するため、『FM局同士(親局と中継局)の距離を保 ちながら』設置することが必須となり、結果、電波 の届かないエリアが発生 図(2)

高精度デジタル型FM変調器の開発

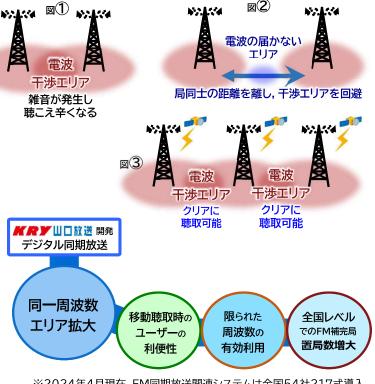
新たに開発した高精度デジタル型FM変調器=

- 1. 物理的性能の同一性
- 2. 時間的同期性

GPS/GNSS衛星

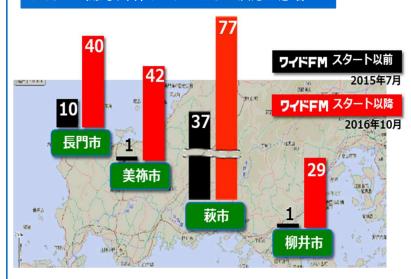
『同一電波による干渉エリア でも,クリアなFM放送の聴取』 が実現!





※2024年4月現在, FM同期放送関連システムは全国54社217式導入。

ワイドFM開局以降、リスナーからの反応は急増



ワイドFMスタート前とスタート後に, 同条件でプレゼント企画を行い, その 応募数を開局した地域ごとに集計

リスナーの反応が薄かった地区もFM開局に伴い番組への参加者が増え、徐々に地域間聴取格差が解消された

- 聴取者からの主なご意見
- AMと番組内容は同じですが、音質でこれだけ印象が違うかという思いです。
- 萩から山口まで通勤していますが、チューニング を変えずにクリアな音でずっと聴けるようになり ました。
- FM開局待ってました。毎日家事をしながら,畑仕事をしながら聴いています。ラジオは「手」と 「目」が空くので作業がはかどります。
- FMの音質はやはり良いですね。懐かしい曲をリクエストしたくなります。
- 私はトラックドライバーをしていて毎日セメント 工場に行っています。AMだと工場内では聴き辛 いことがありましたが、FMではクリアに聴けます。

Yamaguchi Broadcasting Co., Ltd.

6

山口放送の独自の取組み

「みちびき」災害・危機管理通報を活用した被災対応FMラジオ放送システムの実証(内閣府の実証事業)

岩国市錦町広瀬を見渡す山頂に設置した「錦FM実験局」では混信波(外国波)を除去しながら、山口局からの放送波を受信して実験している。

この錦FM実験局を活用し、FMラジオ放送ネットワークが被災した場合でも、みちびきから発信される「災害・危機管理通報サービス」活用し、災害情報を錦FM実験局からテスト発信し、実際に地域住民の方に手持ちラジオで視聴していただく実験を行った。

なお,実証実験利用については,地元の岩国市や総務省中国総合通信局とも連携しながら進めた.



W 須佐田万川局 瀬戸内側92.3MHz (8局) 日本海側86.4MHz (6局) 錦FM 長門尼 萩局 阿東局 豊北FM 実験局 岩国市 山口 鴻ノ峯局 豊田局 岩国局 防府市 山口店 (親局) 周南市 柳井局 下関局 瀬戸内海側 周防大島局 • 92-3MHz

●実証実験の様子(ふるさとセンター)

参加:地域住民・行政関係者 約80名 概要:「防災危機情報の配信によるFMラジオ放送の試聴」

①地域の避難所に住民の方の参加 ②市の防災関係者の参加

③地域に関連する防災危機情報の受信

④ラジオ放送の遮断による緊急放送実験

⑤FMラジオ放送による実況放送(山口県全域)

Yamaguchi Broadcasting Co., Ltd.

参老-22

7

休止するAM全局の概要と聴取者からの主なご意見

●休止するAM局の概要

瀬戸内海側(FM92.3MHzエリア)

山口ラジオ 出力0.3kW 約 8万9200世帯 岩国ラジオ 1kW 約 6万7700世帯 出力 下関ラジオ 約23万7100世帯 出力 1kW 周南ラジオ(親局) 出力 5kW 約38万世帯

日本海側 (FM86,4MHzエリア)

須佐田万川ラジオ 出力0.3kW 約4000世帯 萩ラジオ 出力 1kW 約3万3600世帯

3

萩 1485kHz

➡ 休止2月19日~

2025年1月31日

山口 765kHz

→ 休止3月4日~

2025年1月31日

※世帯数は県内のみ

須佐田万川 765kHz

2025年1月31日

→ 休止2月5日~

●月別お問い合わせ件数 2023年11月 18件 12月 17件 2024年 1月 48件 2月139件

3月 89件 311件

岩国 918kHz

減力4月 1日~

休止4月29日~

2025年1月31日

●聴取者からの主なご意見

☑ 県内の問い合わせ状況

瀬戸内側エリア(92.3MHz) 91.7%

・日本海側エリア(86.4MHz) 8.3%

☑ 瀬戸内側92.3MHzエリアの主な意見

- ・ワイドFM対応が出来ていない
- AM継続を,,,
- ・トンネル対応をお願いしたい
- ・瀬戸内側も90MHz以下にしてほしい
- ・ワイドFM対応ラジオの配布を,,
- ·休止スケジュールは
- ・受信調査を希望

☑ 日本海側86.4MHzエリアの主な意見

- ・トンネル対応をお願いしたい
- 休止スケジュールは
- ・受信調査を希望

※受信調査はエリア調査に加え、 受信機の操作方法などを丁寧に説明





Yamaguchi Broadcasting Co., Ltd.

下関 918kHz

→ 減力4月29日~

休止5月27日~

2025年1月31日

周知広報の状況

県内各自治体への説明

2023年9月 1日 山口県へ説明(総務省中国総合通信局同行)

2023年9月15日 ~2024年3月8日 ※以下の自治体を訪問(社長同行)

萩 市(田中市長) 柳井市(井原市長) 下関市(前田市長) 宇部市(篠崎市長) 山陽小野田市(藤田市長)

光 市(市川市長) 防府市(池田市長) 美祢市(篠原市長)

※以上19市町の内,14市町に説明済

阿武町(花田町長) 長門市(江原市長) 山口市(伊藤市長)

周南 (親局)765kHz

➡ 減力5月27日~

休止7月29日~

2025年1月31日

8

田布施町(東 町長) 和木町(米本町長) 周防大島町(藤本市長)

●自治体からの協力による市町広報掲載



2023年11月 阿武町広報掲載



KRY ラジオは AM から FM へ

山口放送 KRY ラジオは、AM 局 の運用を段階的に休止して FM 局 へ変わります。令和6年2月から 順次、須佐田万川局(765KHz)、萩 局(1485KHz)の AM 放送の運用を 休止します。今後、KRYラジオは FM 中継局(日本海側 86.4MHz) で 聴取できます。

園山口放送ラジオ編成部 **☎** 0834-32-1872

原生の の運用を休止していき、その後、 の運用を休止していき、その後、 山口放送KRYラジオは、 KRYラジオがAMから 経済的なメリットなどを考 災害への強

2023年12月萩市広報掲載

2023年12月 長門市広報掲載

●その他の主な周知

トンネル管理者への説明

- ·NEXCO西日本中国支社(高速道路関連)
- ・国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所(国道トンネル)
- ・山口県土木整備部(県道トンネル)
- その他団体説明
- ・トラック協会, タクシー協会, バス協会にもAM休止を説明済

「エフエムKRY」普及に向けた取り組み

特別番組内でラジオの役割などを説明

- ◆2017年9月23日「エフエムKRY」開局2周年記念特番
- ・AM/FMラジオの特徴と、FM同期放送について
- ◆2020年3月1日 特別番組「民放ラジオの日を前にラジオで遊ぼうスペシャル」
 - ・臨時災害放送局と災害時のラジオの役割について
- ◆2020年10月10日特別番組「THE FUTURE OF RADIO」
- ・「エフエムKRY」とradikoについて
- ◆2021年3月6日 特別番組「お耳がきゅんです!ラジオで前向きスペシャル」
- ・山口放送ラジオの防災・減災への取り組みについて
- ◆2021年10月9日「エフエムKRY」特別番組「あっぱれ!ラジオde気分アゲアゲ↑スペシャル」
- ・各自治体が取り組んでいる防災ラジオを実機とともに説明。
- ◆2023年10月1日 特別番組「にちよーはオンガクDA!~何かに効く?MUSIC」
- •「AM局の運用休止に係る特例措置」と山口放送のFM転換について中国総合通信局放送課長とともに説明。
- ◆2024年3月3日特別番組「THE FUTURE OF RADIO」
- ・「AM局の運用休止」について、リスナーの疑問質問に放送を通じて回答
- ・「ワイドFM対応受信機」を番組内でプレゼント
- ・別途200名の方に「ワイドFM対応受信機」プレゼント企画をスタート⇒3月末時点で応募数5000件超え
- ※新たな試みとして番組内で「KRYラジオが流れる店」というテーマで、ラジオの魅力を直接伺うコーナーを新設。

Yamaguchi Broadcasting Co., Ltd.

10

今後の経営課題

ラジオ経営の今後の課題





影響

大幅な電気料金の値上げ予想

- ☑「AM放送送信費用」に加えての「ワイドFM送 信費用」の「二重コスト」,そして新たな「ワイド FM送信設備費用」はラジオ経営に影響
- ☑ 今後、老朽化が進む「送信機を中心としたAM送 信設備の更新費用」も同様にラジオ経営に影響

ワイドFMの さらなる拡大か?

「地域情報の担い手」としてのAMラジオの機能を安定存続か?

☑ 当社は「地域情報の担い手」としてラジオ放送を存続する為にも「エフエムKRY」の拡大を図り、近い将来、FM転換を実現したい。



AM局運用休止後の当社の考え

AM局の運用休止後,特例措置の実施状況等を踏まえて検討される必要な手続きを終えた後,速やかな廃止を希望します。

最後に

山口放送のFM補完放送「エフエムKRY」は、その「周知活動」など、継続的に対処する課題はあるものの、2015年から開始したFM同期放送は「山口発、電波維新」として着実に進化し、県民リスナーに歓迎され、新たな、そして強力な放送メディアに成長したとの手応えを得ております。今後、多くのAM民間放送事業者がFM事業者を目指すため、現在のFMの周波数帯域を拡大することに加え、radiko等のインターネット配信サービスによる聴取が可能な場合は、あまねく普及等の観点から放送による聴取と同等と認める制度整備を希望します。

山口放送はAMからFMへの転換を目指しています。現在リスナーにご理解をお願いしながら,AM局の運用休止を行っており,将来的には災害に強いラジオをFMに一本化することで,経営をスリム化するとともに,県民に信頼される放送局としての責務を果たしてまいります。





ご清聴ありがとうございました.

Yamaguchi Broadcasting Co., Ltd.

(3) 株式会社エフエム東京 (資料 25-2)



2024年4月10日 (株) エフエム東京

Tokyofm

1 radiko等のネット配信サービスをどう考えるか

民間AM放送のFM放送への転換には二つの側面

- ① AMのかわりにワイドFMで聴くようになる
- ② 電波で聴けなくなる地域が出現することがある

新たな特例措置の要件に関する「ラジオ放送においてradiko等のインターネット配信サービスをどのように考えるか」との問題提起は、上記②への対応の際の課題と認識

放送が電波で聴けなくなることは、FM放送事業者にも起こり得るため、この問題には、JFN加盟局も大きな関心

資料A:JFN加盟38局への照会の結果(自由記述式)2022年4月

- 1 中継局の経費や保守点検についての負担感はどうか 16局・・負担感がある
- 2 radikoで代替することで中継局を廃止できるか
 - ■8局・■<mark>災害時を考えると、</mark>radikoで代替できず廃止は無理
 - 2局・・聴取はカーラジオが中心で、平時でも代替できない
 - •1局・•radikoで代替できるようになれば歓迎
 - ・2局・・電波を出し続ける事が重要でradikoに頼るべきでない

Tokyofm .

2 特例措置の要件について

「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」(2023年3月9日)抜粋

新たなFM中継局の整備や 既存のFM補完中継局の運用、ケーブルテレビ再送信の実施を可能な限り行っても、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域への対応

- (3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと
 - ア 特例適用局の運用休止に伴い、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取 できなくなる地域が生じる地方公共団体等⁸に対して、適切な周知を行うこ と、
 - イ 災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体 ⁹に対し、特例適用局の運用休止に関して説明の上、大規模災害発生時等における対応について、<u>運用休止する特例適用局の運用再開</u>や再休止等も含めた必要な調整を行うこと。
 - ウ 災害時の対応について、特例適用局の運用休止により当該事業者が提供 するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体に対し、上 記イと同様の調整を行うこと。

Tokyofm

⁸ ここでいう「当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等」には、AM放送の再送信を行っている関係者(道路関係者やケーブルテレビ事業者等)を含む。

[。] 『ここでいう「災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体」は、

[・]災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第2条第6項に基づいて指定地方公共機関と して自社を指定している都道府県

[・]同法第57条(第61条の3において準用する場合を含む。) に規定する警報の伝達等のための通信設備の優先利用等に係る同法施行令(昭和37年政令第288号)第22条に規定する手緯を定めている都道府県又は市町村

の2類型とする。

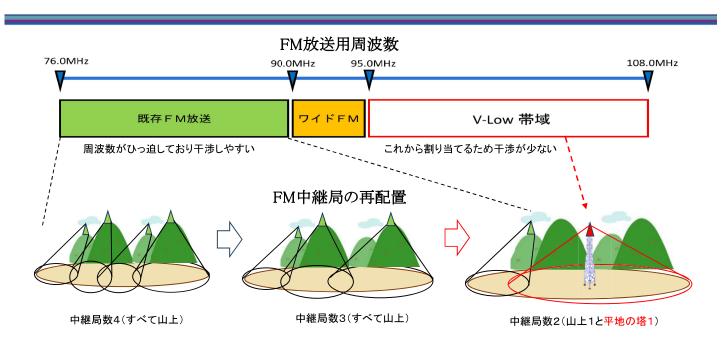
資料B: 令和6年能登半島地震後の携帯電話サービス等の支障状況

radiko聴取は通信網に依存⇒平時は世帯カバー率100%だが、震災後は・・・

	1.	月2日(火)	6:30 到	見在	1月9日(火) 7:00 現在			見在		
	NTT	KDDI	ソフト	楽天	N	TT	KDDI	ソフト	楽天	
	ドコモ	(au)	バンク	モバイル	ド	コモ	(au)	バンク	モバイル	
石川県										
七尾市	支障あり	支障あり	支障あり		支障	ほあり	1		支障あり	
輪島市	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障	ほあり	支障あり	支障あり	支障あり	
珠洲市	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障	あり	支障あり	支障あり	支障あり	
志賀町	支障あり	支障あり	支障あり							
穴水町	支障あり	支障あり	支障あり		支障	あり				
能登町	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障	あり	支障あり	支障あり	支障あり	
宝達志水町				支障あり						
金沢市			支障あり			,	100 F 44 76 11	自业売におい	マ/声/カレナート	*_
新潟県						ŗ	令和6年能登半, ———		1	<i>∕</i> ₮
糸魚川市	支障あり		支障あり			1	局所名	事業者	経緯	
↑出典:総務領	5.作成咨判	トロギを					輪島(AM)	北陸放送	1/4 停波 1/7 停波解》	(受信ルート変更)
https://www.s			tent/000937	7303.pdf			輪島町野(FM)	NHK	1/2 停波 1/24 停波解	消(商用電源回復)
							輪島FM補完(FM	1) 北陸放送	1/3 停波 1/15 停波解	消(仮設送信所設置
						Į.	羽咋(はくい)(FM)	NHK	1/1 停波	当 (仮設空中線設置)
						L		FMいしかれ	, ,	
							出典∶検	討会事務局	作成資料(第	第24回)

3 FM局からの要望: V-LOW帯域の利用

Tokyofm



中継局の数を減らす再配置を検討する際、アクセスも改善できるよう、FM放送事業者にも、V-LOW帯域を使用させて頂きたい

4 radikoについて留意頂きたいこと

輻輳について

• 前述のとおり、radikoの取り組み以上に、通信ネットワーク側の事情によるところが大きい

遅延について

- radikoの聴取には、9割以上がスマートフォン・アプリを利用
- スマホなら、エリアメールや防災アプリで、緊急地震速報等のリアルタイム入手が可能
- ⇒ 低遅延での緊急地震速報を radikoにどれだけ期待するかは、ユーザー次第ではないか

Tokyofm 6

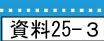
5 最後に

放送をFM波で届けられなくなる場合、その地域との対話が重要であることは、FM放送事業者も認識

この対話の重要性は、FM転換でAM局を廃止する際に放送を電波で届けられなくなる地域が生じるAM放送事業者と共通のもの

AM局のFM転換について検討する際は、FM局にも発言の機会を頂きますよう、お願い致します

(4) 株式会社 radiko (資料 25-3)





radikoの現状について

2024年4月10日

株式会社radiko



本日ご説明内容

- radikoの概要紹介とビジネスモデル
- radikoの遅延について
- radikoの音質について



radikoの概要紹介



radiko会社概要

社名 株式会社radiko(英文社名:radiko Co.,Ltd)

〒105-0003 本社所在地

東京都港区西新橋1-8-1 REVZO虎ノ門3階

2010年12月1日 設立

資本金3億3,680万円 資本金

(資本準備金1億6,840万円を含む)

株主構成

株式会社電通グループ 株式会社TBSラジオ 株式会社文化放送 株式会社ニッポン放送 株式会社日経ラジオ社 株式会社InterFM897 株式会社エフエム東京 株式会社J-WAVE

朝日放送グループホールディングス株式会社株式会社MBSメディアホールディングス

大阪放送株式会社 株式会社FM802 株式会社エフエム大阪

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ

株式会社アール・エフ・ラジオ日本 株式会社ベイエフエム

株式会社エフエムナックファイブ 横浜エフエム放送株式会社 兵庫エフエム放送株式会社

西日本電信電話株式会社 中部日本放送株式会社 東海ラジオ放送株式会社

株式会社岐阜放送 株式会社ZIP-FM 株式会社エフエム愛知 株式会社東急エージェンシー 北海道放送株式会社 株式会社STVラジオ 株式会社エフエム北海道 株式会社RKB毎日ホールディングス KBCグループホールディングス株式会社 ラブエフエム国際放送株式会社 株式会社エフエム福岡 株式会社ラジオ関西 株式会社中国放送 広島エフエム放送株式会社 静岡放送株式会社 静岡エフエム放送株式会社 信越放送株式会社 長野エフエム放送株式会社 株式会社新潟放送 株式会社エフエムラジオ新潟

設立目的

- 都市部をはじめとした、高層ビルやマンションの増加、家庭内の電子機器化、 諸外国との混信、離島などによる難聴取エリアを解消すること。
- ラジオ受信機がなくても、身近にあるパソコン、タブレット、スマートフォンなどを 通じて、手軽にラジオが聴ける環境を整備し、ラジオリスナーを拡大すること。
- ラジオを聴いて育っていない、ラジオ知らずの現代**若年層へアプローチ**、未来の ラジオリスナーを育てること。
- 放送局単位ではなく、業界が大同団結し、ひとつのプラットホームとしてラジオを PRしていくこと。

radiko Co., Ltd All Rights Reserved.

ラジコについて

ラジコは、インターネットを通じてラジオが聴ける、国内最大級のラジオ配信プラットフォームです。 民放連加盟ラジオ放送局全99局+NHKが参加しております。(2024年4月現在)



radiko

2010年3月~



2016年10月~



2014年4月~



2024年2月~



radiko Co.,Ltd All Rights Reserved.

アクセス機器

スマートフォンを中心にパソコンやスマートスピーカーなどで聴取が可能です。

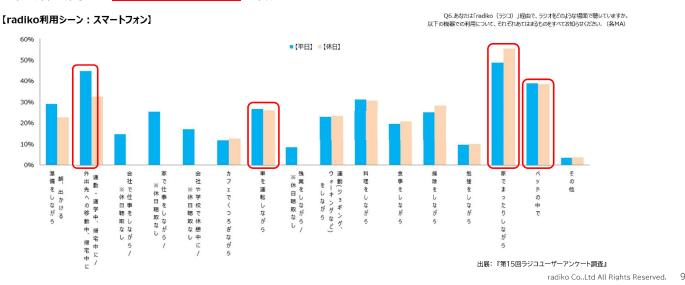


ラジコの聴取状況(2024年4月時点)



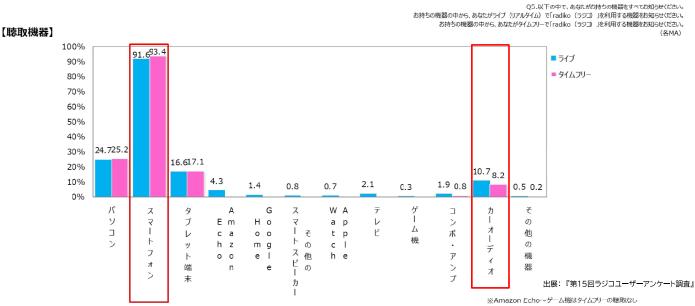
聴取シチュエーション

「行動を制限しない「ながら」聴取の利便性というラジオメディアの特性を踏襲する形で、
「家でまったりしながら」「ベッドの中で」といったリラックスタイムの利用が多いですが、
平日では「通勤通学時間」に、休日では家事や作業のお供に利用されているケースが多く見られた他、
平日休日問わず「車を運転しながら」の利用もされています。



聴取機器

聴取に用いる機器としてはスマートフォンユーザーが圧倒的に多い一方で、 カーオーディオ経由の聴取も10%台に乗り、スマホ・パソコン・タブレットに続く第4の端末といえる。



ライブ利用者: n=113,762、タイムフリー利用者: n=112,349

radiko Co.,Ltd All Rights Reserved. 10

※実配信・運用における費用やその他支出項目等については簡略化

配信料

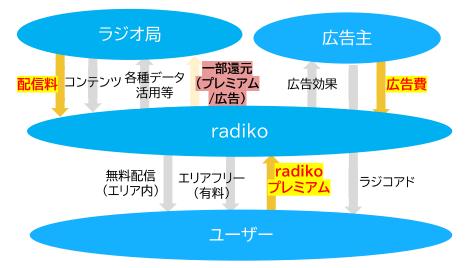
ラジコプラットフォームで各ラジオ局が コンテンツ配信する上で運用諸費用

radikoプレミアム プレミアム会員のエリアフリー(2

プレミアム会員のエリアフリー(有料) 利用の会費収入

広告費

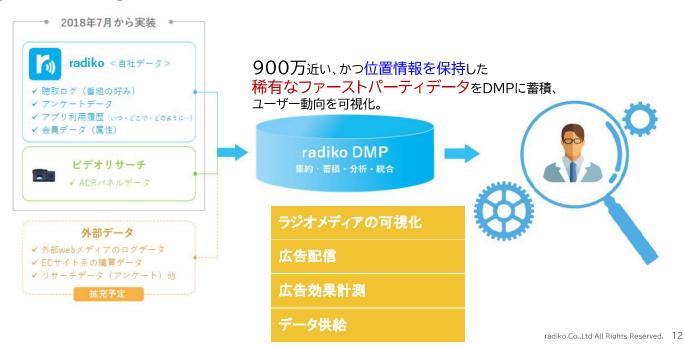
ラジコアドの広告配信費



radiko Co., Ltd All Rights Reserved. 11

ラジオ業界のDX推進

[radikoDMP]



(1)

ラジオ業界のDX推進【ラジオメディアの可視化(radiko viewer)】



ラジオ業界のDX推進【広告配信】

【ラジコオーディオアド】



ターゲティング配信できるデジタル広告メニュー

radiko Co.,Ltd All Rights Reserved. 14

ラジコオーディオアドは性別・年代・居住エリア、 番組聴取、興味関心をもとにしたターゲティングが可能

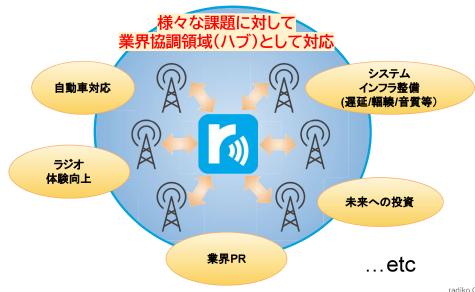
特に、番組聴取セグメントに関しては、ユーザー聴取履歴に基づくターゲティングでラジコならではのセグメントです。 また、広告主が持っている独自のユーザーの端末IDと掛け合わせて広告配信することも可能です。



radiko Co., Itd All Rights Reserved. 15

ラジオ業界の協調領域としての役割

ラジオの聴取環境向上に向けた取組みを、コスト合理性の観点からも個別局に代わって radikoが各局の業界協調領域(ハブ)として対応、ラジオ業界の持続的な成長に貢献する

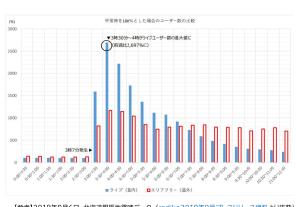


radiko Co.,Ltd All Rights Reserved. 16

ラジオ業界の協調領域としての役割

防災ラジコ

災害時の情報源としてのラジオメディアの価値を再提示 (無料で出来る防災対策)



【参考】2018年9月6日 北海道胆振地震時データ (radiko2019年9月プレスリリース資料より抜粋)





radiko Co., Itd All Rights Reserved. 17

ラジオ業界の協調領域としての役割

「JAPAN MOBILITY SHOW2023」 共同出展

民放連ラジオ委員会との共同ブース 「民放ラジオ99局×radiko Touch! Future Radio in Mobility」にて コネクテッドカーのさらなる普及を見据えた自動車とラジオの未来を提案







radikoの遅延について



radikoの遅延について

低遅延トライアルについて

radikoではユーザー環境設定(バッファ時間設定等)を除くと放送局によって現在約32~約100秒の遅延が発生している。 ユーザーサービスの一環としての低遅延配信の実現へ向けて、野球・競馬中継等にて技術検証(低遅延トライアル)を実施。 結果、現在約32~約100秒 ⇒約5秒 の遅延を実現。

【実施概要】

- 2023年9月12日(火)~17(日)
- ABCラジオ「フレッシュアップベースボール」 2023年9月25日(月)~29日(金) ABCラジオ「おはようパーソナリティ」
- 2023年10月28日(土)、29日(日) ラジオNIKKEI「中央競馬実況中継」

【実施詳細】

- GCPに検証環境を用意(通常配信とは別のもの) 各番組サイトに設置した「radiko外部ライブ再生プレイヤー」にて再生 遅延は約5秒(環境により若干の遅延増あり。ラジコアドの差替は無し) ※ユーザー環境設定(バッファ時間設定等)を除くと放送局によって 現在約32~約100秒の遅延が発生。

【聴取UU数】

約8,500 (3番組合計)



radiko Co.,Ltd All Rights Reserved. 20

radikoの遅延について

低遅延トライアルについて

【主なコメント(リスナーアンケートより)】

- 現在のradikoに比べ遅延が少なく、非常に良いです。
- 有料のプレミアムの機能の1つに加えては。
- テキストの速報より実況が早くなりましたね。
- 普段映像をテレビで見ながら実況はラジオで聴いてます。テレビの音と同じぐらいになるといいです。
- スポーツ観戦しながらradikoを聴いても違和感なく 聴けるので、とてもうれしいです。
- 番組内で流れる時間のアナウンスが、radikoでは 遅れるのが普通でしたが、違和感なくなりました。
- 遅延が少ないと、ラジオリスナーの投稿するSNS にも反応できるのでうれしいです。
- 時間差がなくなると、災害の時に安心では。
- JRAの公式ライブ映像よりも早いですね。
- これぐらいの遅延であれば、競馬場内で聴いても 良いのではないでしょうか。

【まとめ】

- 一定規模での低遅延配信の実現が技術的に確認できた。
- 配信費の増加分をどう捻出するかが今後の課題。
- 本件とは別要因でオーディオアド差し替えによる遅延※があり、根本的な解決のためには別課題検討が必要。 ※ユーザー環境設定(バッファ時間設定等)を除くと、差し替え方式により、現在約32~100秒の遅延が発生。

radiko Co., Ltd All Rights Reserved. 21



radikoの音質について



● 配信ビットレートは、48kbps (その「着うたフル」と同じ)



【HE-AAC】 ラジオやテレビ放送用として、 日本ではISDB-Tmm、 NHK「らじる★らじる」はじめ、 ヨーロッパのDAB、DVB-Hなど 多くのデジタル放送システムでの 採用実績あり。

※Fraunhofer IIS社 サイトより抜粋(https://www.iis.fraunhofer.de/ja/ff/amm/broadcast-streaming/heaac.html)

radiko Co., I td All Rights Reserved. 23

radikoの音質について

配信音質に関する主観評価実験

- radikoの現状の音質の評価ならびに今後の配信ビットレートを検討するにあたり、主観評価実験を行った。
- 実施時期
 - 2022年6月29日(水)~7月14日(木)
- 実施方法
 - 特設評価実験サイトにて、元音源(非圧縮)および 複数ビットレートに圧縮した音源(48~320kbps) を比較し、ITU-R勧告BS.1116を参考に その品質評価を行った。
- 基準となる元音源(評点=5.0とする)と 2つの評価対象音の合計3つの音を聴き比べた。 音源A/Bの主観的な音質を右の表に従って、0.1の単位で相対評価した。 なお、音源A/Bは、元音源/圧縮音源のいずれかが再生された。

•	評	価者

○ 各放送局/広告会社関係者 約200サンプル

評価	評点
わからない	5.0
わかるが気にならない	4.0
やや気になる	3.0
気になる	2.0
非常に気になる	1.0

L

radikoの音質について

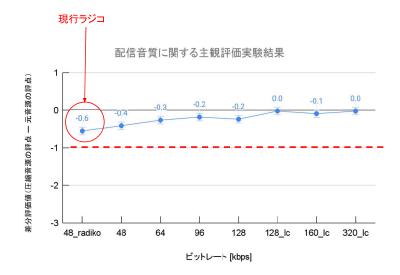
配信音質に関する主観評価実験

- 主観評価実験の結果は下記の通り。
 - 圧縮音源はビットレートが高いほど、元音源 (非圧縮)との差分評価値が小さくなる (=評点が高くなる)傾向となった。
 - 元音源(非圧縮)と圧縮音源の評点差は、 48kbpsでは-0.6。ビットレートが上がると その差は縮まり、128kbps(LC)では 0.0 となった。
 - 差分評価値が -1.0を上回れば、「放送品質を 満足する所要ビットレート」と言える(※)ことから、 現行の音質(-0.6)においても充当している といえる。
 - といえる。 ※2022年2月18日 総務省情報通信技術分科会 放送システム委員会 デジタル放送システム開発部会「地上デジタル放送方式高度化に関わる 適用技術検討作業 最終報告」P60より

【参考】

・ 圧縮音源における評点の最頻値はすべて5.0となった。

◆ 48kbps: 全体の36%◆ 96kbps: 全体の49%◆ 128kbps: 全体の58%



radiko Co., I td All Rights Reserved. 25

(5) 宍戸常寿構成員 (資料 26-3)

令和6年改正放送法成立後の 放送制度の課題について

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 2024/5/24 東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿

> 当研究会第3回 (2021年12月15日) 宍戸発表資料

放送の「公共性」

- 放送法は健全な民主主義の発達への貢献を放送に期待し、放送に携わる者の職責を規定
- 放送はこれまでのメディア環境を前提にして、
 - ①受信料を財源とするNHKと広告収入を財源とする民間放送によって(二本立て体制)
 - ②複数の放送局が安定的に(多元性)
 - ③地域に根ざして(地域性)
 - ④専門職能としての倫理に従い (ジャーナリズム・専門性)
 - ⑤多様で質の高い番組を制作・編集し放送(多様性・質の確保)
 - として現実に国民の間に普及し、高度化してきた
- ・同時・同報の信頼される基幹的メディアとして公衆(public)を包摂・ 形成=放送の「公共性」
 - 災害放送等は、放送の公共性の要件ではなく帰結

今後の放送制度を考える視点

- 社会の変化と放送制度
 - 人口構造の変化:人口減少・少子高齢化・世帯数減少と単身世帯割合の増加
 - 地域社会の変容:都道府県単位の意義、県庁所在都市人口の比率増加、圏域などの広域 連携
 - 「ひと」と「インフラ」:生産年齢人口の減少と獲得競争、インフラの老朽化と更新
 - 社会のデジタル化:デジタル空間の事象の報道、データジャーナリズム、若者世代のテレビ離れ
- 価値観の多様化とデジタル情報空間内の対立の激化
 - アテンション・エコノミー(山本龍彦)
 - 情報空間への介入の必要(曽我部真裕)
- 構成員の相互理解・対話を促進し、 安定的・持続的に「公衆」を形成するために、 社会インフラとしての放送への期待は大きい
- 国民の間に広く普及
- 視聴者・社会の側のコスト小
- 多元的な主体による社会生活の 基本的情報の供給
- ジャーナリズム
- 放送がそのような期待に応えられるようにすることが今後の放送制度の論点

2

令和6年改正放送法

放送法の一部を改正する法律案の概要

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

(1)必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと
- ※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

(2)番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①~③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

(3) 受信契約

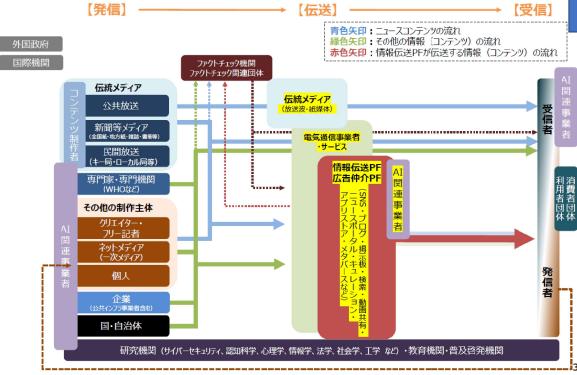
受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす 観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消 措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じ ることを義務付ける。

デジタル空間における情報流通の全体像

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会(2024年5月24日)事務局資料



前スライドの整理を踏まえたデジタル空間における「情報流通の健全性」に関する基本理念

情報流通過程全体に共通する高次の基本理念

表現の自由と知る権利の実質的保障及びこれらを通じた法の支配と民主主義の実現

・・・・自由な情報発信と多様な情報摂取の機会が保障され、個人の自律的な意思決定が保護されるとともに、これを通じ、表現の自由や知る権利以外の様々な権利利益 (営業の自由など) にも配慮したルールに基づく健全な民主的ガバナンスが実現すること

安心かつ安全な情報流通空間としてのデジタル空間の実現

・・・平時・有事(災害発生時等)を通じ、アテンション・エコノミーを構造的要因とするものを含め、偽・誤情報や悪意ある情報の流通による権利侵害、社会的混乱その他のフィジカル空間への影響が抑止されるとともに、情報流通の過程全体を通じ、サイバー攻撃や安全保障上の脅威等への対抗力が確保された強靱なデジタル空間が実現すること

国内外のマルチステークホルダーによる国際的かつ安定的で継続的な連携・協力

・・・デジタル空間に国境がないことを踏まえ、国内外の民産学官を含むマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながらデジタル空間における情報流通に関するガバナンスの 在り方について安定的かつ継続的に関与できる枠組みが確保されていること

情報流通の過程ごとに具体化

情報発信に関する基本理念

- 自由かつ責任ある発信の確保
 - ・・・・自由かつ、ジャーナリズムやリテラシーに裏付けられた責任ある発信が確保 されていること
- 信頼できるコンテンツの持続可能な制作・発信の実現
 - ・・・信頼できる魅力的なコンテンツの制作・発信(ファクトチェックを含む)に 向けたリソースが安定的かつ継続的に確保され、そうした活動の透明性が 確保されるとともに、その価値が正当に評価されていること

情報受信に関する基本理念

- リテラシーの確保
 - ・・・・受信者において技術的事項を含むリテラシーが確保され、デジタル社会の一員と してデジタル空間における情報流通の仕組みやリスクを理解し、行動できること
- 多様な個人に対する情報へのアクセス保障とエンパワーメント
 - ・・・個人の属性・認知的能力や置かれた状況の多様性を考慮しつつ、あらゆる個人 に対してデシタル空間における情報流通への参画と意思決定の自律性確保の 機会が与えられていること

情報伝送に関する基本理念

- 公平・オープンかつ多元的な情報伝送
 - ・・・多元的で信頼できる情報源が発信する情報が偏りなく伝送(媒介等)されていること
- 情報伝送に関わる各ステークホルダーによる取組の透明性とアカウンタビリティの確保
 - ・・ブラットフォーム事業者や政府を含む関係者の取組・コミュニケーションの透明性が確保されるとともに、それらの取組等や透明性確保につき責任を負うべき主体・ 部門が特定され、明確であり、当該主体・部門から責任遂行状況について十分に説明してもらうことが可能な状態にあること
- プラットフォームにおける利用者データの適正な取扱いと個人のプライバシー保護
 - ・・・個人情報を含む様々な利用者データの適正な収集・利活用とそれを通じた個人の意思決定の自律性が確保され、個人のプライバシーが保護されていること

デジタル空間におけ る情報流通の健全性 確保の在り方に関す る検討会(2024年5 月24日)事務局資料

Ę

伝統メディア(放送、新聞等)に期待される役割・責務

デジタル空間における情報流通の健全性 確保の在り方に関する検討会(2024年5 月24日)事務局資料

デジタル空間で流通する情報の収集・分析を含む取材に裏付けられた信頼できるコンテンツ (偽・誤情報の検証報道・記事や偽・誤情報の拡散を未然に防ぐコンテンツを含む)の発信

信頼できるコンテンツの制作・発信に関する方法論やノウハウの共有等を含め、他のステークホルダー (プラットフォーム事業者、ファクトチェック機関、クリエイター、消費者を含む市民社会など)と緊密に連携



デジタル空間における情報流通の全体像を踏まえて、 公共放送を公共メディアへと拡張する令和6年改正放送法に加えて、 放送の全体を制度として国家が維持する意義を問い直し、 放送に期待される役割・責務をより良く果たしうるよう、 社会のニーズや事業者のインセンティブを含めた、

「放送」制度の見直しが必要ではないか

「放送」の概念

- ・平成22年改正放送法による、無線通信から通信一般への拡大 →放送概念は、伝送路から離れて、所与の「公衆」への同時・同報 に力点が置かれて理解されることになった
- デジタル空間における公衆の断片化
 →将来的には、伝送路に関わりなく、「公衆」形成に向けた、機能的に同時・同報と理解できる公共的な情報発信サービス(放送事業者が放送に関連して行うもの、新たな主体が行うもの)を、「放送」として位置付けることもできるのではないか
- ・当面の問題として、条件不利地域に向けた放送番組のインターネット配信を、条件不利地域の公衆の公共的情報のニーズを充足するものとして、現在の放送に準ずるものとして取り扱うことを検討してはどうか

当研究会第1回 (2021年11月18日) 事務局資料

放送に期待される役割と放送規律

放送番組の編集に関する規律 第1条【目的】 ◆次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。 O放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること 〇放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。 〇放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。 放 第3条【番組編集の自由】 送 ◆放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。 法 第4条第1項【番組準則】 第5条【番組基準の策定】 第6条 【番組審議機関の設置】 〇 公安及び善良な風俗を害しないこと 〇 放送番組の種別及び放送の対象 〇 放送番組の適正を図るため、 とする者に応じて放送番組の編集の 基準を定め、これに従って放送番組 〇 政治的に公平であること 放送番組審議機関を置くものとす 報道は事実をまげないですること 意見が対立している問題については、できるだけ多 の編集をしなければならない。 くの角度から論点を明らかにすること 参 考:放送倫理·番組向上機構(BPO) 平成15年(2003年)7月、NHKと民放連は、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対 応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」を共同で設立。BPOは放送法に基づく機関で はなく、放送事業者の自主的な取組により設立されたもの。 ○放送倫理を高め、放送番組の質を向 〇放送による人権侵害の被害を救済す 〇青少年に対する放送番組に関する視 るため、苦情申立人と放送局とが相容れない状況にある苦情を審理する。 (前東京大学総長) 上させるための審理又は審議を行う。 聴者意見を基に審議する。 〇「見経」等や審議の内容、視聴者意見 〇「勧告」又は「見解」を公表。 等を放送事業者に通知し、公表。

放送に期待される役割・機能と放送規律

- 実体的規律:番組準則と番組編集の自律
- 手続・組織的規律:番組基準の策定、番組審議機関
- 上記規律により放送に期待される役割・機能が発揮されることを前提に、伝送路の確保
- 基幹放送:基幹放送普及計画、あまねく責務



デジタル空間において「放送」が果たすべき 役割・機能との関連での追加

- いわゆるプロミネンス
- 著作権処理
- 多元性確保、NHKの協力義務
- 新たな論点

新たな論点の例

- 「放送」(放送番組、公衆形成に向けた放送番組のインターネット配信、その他)について、データガバナンスとセットでの、個人情報等の取扱いに関する特例→放送・通信を横断した一体的な利用、メディア価値の向上のための主体間の共同利用、データの公共的な活用等を認めてはどうか
- 「放送」の主体がアテンション・エコノミーに取り込まれないようにする→基幹放送について総合編成・「番組」比率を維持しつつ、地域情報の位置付け等を見直してはどうか
- 基幹放送の役割確保→デジタル空間の情報流通において真正性・信頼性を確保する規律、基幹放送の番組が正しく公衆に届くよう放送以外の主体が協力する規律等を検討してはどうか

(6) 日本放送協会 (資料 27-1、資料 28-4)

資料27-1

情報空間の健全性確保に向けて

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第27回) 日本放送協会 説明資料

日本放送協会

2024/6/10



はじめに

NHK

NHKの次期中期経営計画

究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資する」こと

情報空間の健全性を確保することで、平和で豊かに 暮らせる社会を実現し、民主主義の発展に寄与する ことが求められている



「情報空間の参照点」の提供 「信頼できる多元性確保」への貢献

NHK経営計画 2024-2026年度

究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資する」こと(ぬ送法第1条) 今、日本の公共放送(メディア) NHKに何が求められているのか

公共放送(メディア)をとりまく環境が大きく変化しています。

自然災害の激론化が進むなか、視聴者・国民のみなさまの命と暮らしを守る緊急報道の重要性はこれまで以上に増しています。また、デジタル化の加速は社会の利便性を高めた一方、フェイクニュースのまん延で社会の混乱を招くなど、負の側面が課題となっています。"正確で信頼できる情報"への期待は、一層高まっています。

世界では、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐって、政府から独立して公平公正な報道等を行い、「健全な民主主義の 発達に資する」という公共放送の役割が再認識されています。

公式放送であるNHKも、情報空間の健全性を確保することで、早和で豊かに暮らせる社会を実現し、民主主義の発展に寄与することが求められています。

こうした経営環境のなかで、NHKは次の3か年において、2つの基軸をもとに公共放送の役割を果たしていきます。 ひとつは「情報空間の参照点」を提供することです。インターネット上で不確かな情報があふれるなか、視聴者・ 国民のみなさまにとっての "よりどころ" となる、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供したいと考えています。

もうひとつは「信頼できる多元性確保」に貢献することです。民主主義の基盤である多角的な視点を確保するために、情報空間において、伝統メディアが競い合いそれぞれの信頼性を高めることに考与したいと考えています。

「情報空間の参照点」の提供

信頼できる基本的な情報を提供すること

「信頼できる多元性確保」への貢献

民主主義の基盤である多角的な視点

これまで「放送」が果たしてきた役割



インターネット普及以前は、放送や新聞、雑誌等のメディアが主な情報発信主体

偽・誤情報そのものが広く拡散することは限定的 取材を通じていかに事実を正しく把握し、正確に伝えるかが主眼であり、課題でもあった



自主的にガイドラインを定め、4つの基本的姿勢を公表 「正確」「公平・公正」「人権の尊重」「品位と節度」

2. 放送の基本的な姿勢 「正確」

- ●NHKのニュースや番組は正確でなければならない。 正確であるためには事実を正しく把握することが欠かせない。 しかし、何が真実であるかを確かめることは容易ではなく、取材 や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢が求められる。
- ●ニュースや番組において簡潔で分かりやすい表現や言い回しは必要だが、わかりやすさのために、正確さを欠いてはならない。
- ●番組のねらいを強調するあまり事実をわい曲してはならない。
- ●事実関係の誤りが明らかになった場合には、速やかに訂正する。



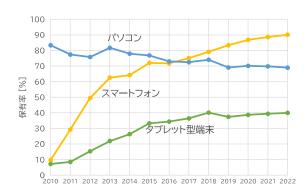
3

スマートフォン、SNSの登場

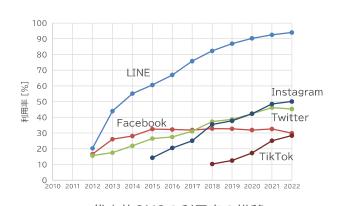
NHK

スマートフォン、SNSの登場により、個人が簡単に情報発信ができるように SNSの投稿の中には事件・事故を伝えるものもあったが、 当初はユーザーが少ないこともあり偽情報の拡散は限定的

引き続き、取材を通じて事実を正しく把握し、正確に伝えることが主眼 偽・誤情報を打ち消す必要性は低かった



情報通信機器の世帯保有率の推移



代表的SNSの利用率の推移
(出典)総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

東日本大震災における大量のSNS流通

NHK

- 2011年の東日本大震災と原発事故では、大量のSNS発信が されるようになるとともに、SNSが重要な取材ソースに
- 取材・制作現場では、記者の専門性に基づき、必要と判断した 情報を事実確認のうえ、ニュースとして送出
- しかし、あまりにも膨大に発信される被害情報、救援情報、 偽・誤情報に対して、体制もなかったため、ほとんど報道に 生かすことができなかった





J

SNSから発信される大量の情報を収集・分析し、重要な情報を報道につなげられるようにするため、SNSに対して本格的に向き合うソーシャルリスニングチーム(SoLT)を設立(2013年)

偽・誤情報への対応

NHK

SoLTは、主に事件・事故や災害現場で何が起きているかを伝える重要な取材ソースとして SNSの情報を収集・分析

- →災害時の情報や医療健康情報などのSNS投稿の中には情報が拡散し、 実社会に影響を及ぼすものも出てきたため、都度対応をするように
- 熊本地震「動物園からライオンが逃げた」(2016年)
- 大阪北部地震「京セラドーム大阪の屋根に亀裂」(2018年)
- 医療・健康に関するさまざまな偽情報、根拠のない情報







「塩水洗浄」ダイエット法は本当に大丈夫か(2017年)

新型コロナウイルス感染拡大と偽・誤情報

NHK

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、科学的根拠が不確かだったり、 不安をあおる情報などが数多く発信され、急速に拡散

→実社会への影響がより深刻になり、ニュースや番組で取材し報道

イベルメクチン 有効か?



国内外の複数の研究機関や製薬会社、専門家等に取材

- ・取材時点で治療効果に 十分な科学的根拠ない
- ・有効性や安全性は 確立していない ことなど それぞれの根拠や コメントとともに報道

"ワクチンで不妊"の誤情報



約20万件のSNS情報の 専門家との分析結果をもとに

- ・発信源は少数のアカウント
- ・広がる背景に「拡散者」が存在
- 一部の医師などもSNSで発信
- などの情報をもとに提示
- ・省庁や研究機関の否定情報を 情報源とともに伝える
- ・医師や専門家の見解をもとに注意点・対処法などを伝える

「専門家や研究機関(海外を含め)に直接取材する」

- 「一次情報にあたって何が事実かを一つひとつ確かめ、その取材結果を根拠とともに伝える」
- →「偽・誤情報」かどうかの結論のみではなく、そう判断した過程や根拠を積み重ねる「検証報道」のスタイル 一次情報や情報源に加え、背景や対策を伝えることにも重点を置くように

偽・誤情報のさらなる拡大に対する対応

NHK

7

生成AIの登場等により、偽・誤情報拡散の増加、影響がより深刻に ニュース等で繰り返し取り上げるように

▼ 関東大震災100年(2023/8) 災害時に出回るデマを分析、注意呼びかけ



▼ 岸田首相の生成AI偽動画 (2023/11)



▼ 福島第一原発処理水(2023/9)
「トリチウムが生物濃縮」説を検証



▼ クマとメガソーラー(2023/11)「クマ被害増加の背景にメガソーラー 説を検証



▼ イスラエルとハマスの軍事衝突 (2023/11) 市民にも分断が生じる背景にフェイク情報 100万回以上見られた偽動画など



▼ 選挙イヤーとフェイク(2023/12) 2024年に相次ぐ選挙で懸念される 生成AIによるフェイクと急がれる対策



- ・ 生命・財産に影響を及ぼすもの(実社会への影響)
- 一定の広がりがあるもの
- 「意見」ではなく「事実」に関する部分

などを考慮しながら検証・報道

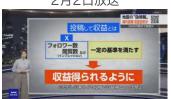
能登半島地震における偽・誤情報対応

NHK

能登半島地震でもあふれる偽・誤情報へ対応

SNSが抱える構造的な問題が顕在化"インプ稼ぎ"

2月2日放送





実在しない住所や無関係の画像などの偽情報を分析 投稿の発信元の1つとみられるパキスタンを現地取材 SNSを通じて収益を得ようとする若者の背景に、 インフレや高い失業率などがあることを伝える

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240202/k10014341931000.html



<u>偽の救助要請</u>など(1月2日) 安易に拡散しないように冷静 な対応を呼びかけ



人工地震(1月2日)

専門家に取材し、人工地震とは 考えられないということを報道



収益を得る目的で、偽の情報 を投稿しているケースもあると 注意を呼びかけ



外国系窃盗団(1月10日)

石川県警察本部に取材し、これ までに「外国人の窃盗団」は確 認されていないことを報道

メディアでしかできないことの模索 = 一次情報の取材など 大量の偽・誤情報が拡散する中、取り上げる基準は継続課題

9

公共放送ならではの伝え方

NHK

ニュース、番組、教育番組、国際放送、インターネットなど、さまざまなチャンネルや熊様で、 分かりやすく、興味深く、幅広い世代・対象に伝える

▼ 番組「フェイク・バスターズ」 偽・誤情報の見極め方を専門家と考える



▼ 小学校高学年・中学生向けの教育番組 「総合的な学習の時間」の授業などで活用

「アッ!とメディア」



そのニュース広めて大丈夫?

「姫とボクはわからないっ」



あれよあれよで拡散じゃ!!

▼ アニメ番組「<u>ネズリテ</u>」 ネットやSNSの落とし穴について5分で学べる



#1 その写真、本物? #2 フィルターバブルこわい #3 ステマとルッキズム

#4 その書き込み、誰かを傷つけてない? #5 ご用心! "災害デマ"でインプ稼ぎ

- 総合・Eテレのさまざまな時間帯で、 それぞれ5~6回繰り返し放送 (多数の視聴者の接触を期待)
 - エンタメにしてハードルを下げる

▼ 国際放送 NHK WORLD-JAPAN

偽・誤情報についても報道



「デジボリ」 サタデーウォッチ9 総合テレビ デジタル空間の"いま"を深掘りする=デジボリ







その広告 本物ですか? SNSの有名人なりすま し偽広告の現状と対策 について、詐欺の手口 をモニター使って具体 的に紹介



キャサリン妃の家族写真 キャサリン妃の画像加 工が問題になった背景 にあるフェイク画像の急 増について解説



地方議員が相次いでス マホを乗っ取られた手 口や背景について詳し パスワード変更もスマホ でできる危険性を啓発



その投稿は大丈夫? スポーツ選手へのSNS の誹謗中傷の現状と対 策について、専門家によ る誹謗中傷と批判との 線引きについての解説 など

Nらじ 「みんなでファクトチェック」 ラジオ第一





「偽情報社会の歩き方」をテーマに、最新の偽誤情報や、メディアリテラシー の取り組みなどを、各界のゲストを招いて紹介

- メディアリテラシーのゲームを作った大学生 偽情報をテーマにしたマンガを描く魚豊さん
- ファクトチェックセンター編集長

11

これまでの取り組みで見えてきたこと

NHK

- 従来の放送の役割は、取材に基づく正確な情報を伝えること
 - →偽・誤情報の急速な拡散が実社会への影響を及ぼす中、取材に基づく「正確な」情報の 発信と同時に、拡散する偽・誤情報の検証報道や、偽・誤情報の拡散を未然に防ぐことに 寄与するコンテンツを、積極的に提供する役割も求められている
- 単なるファクトチェックによる偽・誤情報の判断だけでなく、一次情報にあたり、その過程や 根拠、背景や対策なども含めて、視聴者が検証が可能な形で伝えていくことが、取材を 通じて事実を把握し、正しい報道に努めてきた報道機関の役割。その際、「意見」と「事実」 を切り分けて扱うことが重要
- これまで培った取材やコンテンツ制作のノウハウ、そしてさまざまなチャンネルを通じた 発信により、ファクトチェックやメディアリテラシーなどの偽・誤情報対策を、分かりやすく 興味深く、そして幅広い世代に伝えていくことが公共放送としての役割

検証可能な報道による情報への信頼性向上

NHK

「情報空間の参照点」としての役割を果たすには、NHKへの信頼性の維持・向上も必要 偽・誤情報対応に限らず、取材過程などの透明性を高め、検証可能な報道の取り組みを始めている

- ▼ 分かっていること、分かっていないこと、取材の途中経過であることを明確にしたり、 出典を可能な限り明示することなどを検討していく
- ▼ オープンデータを活用するOSINT(Open Source Intelligence)を取材手法として取り入れているが、取材プロセスの可視化と親和性の高い手法であることも意識して取り組む

NHKスペシャル 調査報道・新世紀 File2「北朝鮮 極秘ミサイル開発」 (2024年1月14日)

調査に当たったメンバーの紹介やその調査内容、 番組内で使用したデータなどを掲載



13

世界各国のメディアとの連携

NHK

偽・誤情報に関する知見や対策を共有するネットワークに参加し、生成AI対策、メディアの信頼性、 選挙フェイク対策などを議論

伝統メディアどうしの連携等により、偽・誤情報対策の実効性、持続性を高められるのではないか

▼ Trusted News Initiative(TNI)

- BBCの呼びかけで作られた メディアとITプラットフォームの連合組織
- 2023年3月年次総会に参加
- 生成AI対策・メディアの信頼性など議論



情報発信元の真正性を確保する取り組み



なりすましは社会に混乱をもたらし、伝統メディアの信頼性をゆるがす 利用者/視聴者が"本物"か"偽物"(改ざんされた情報)なのかを見極められるようにする必要

- ▼ 発信元の真正性やコンテンツの来歴を検証可能とする技術的手段の開発に参加
 - C2PA/CAI*1, OP *2
- *1: The Coalition for Content Provenance and Authenticity/ Content Authenticity Initiative
- *2: Originator Profile



【NHKへのなりすましSNSアカウント】



【NHK NEWS WEBを装った"フェイク記事"(1月31日)】

15

情報空間の健全性・多元性の確保に向けて

NHK

■ インターネットの発信においても、「放送の基本的な姿勢」は変わらない

「インターネットにおいても、NHKが発信する情報である限り、公共放送にふさわしい良質な情報であることが求められる」「内容の正確性や公平・公正、表現などに十分配慮して公開する」

「インターネットで発信した情報やコンテンツの内容に誤りがあった場合は、放送と同様、速やかに正しい内容に訂正する」

(放送ガイドライン2020より抜粋)

- ネット空間においても、放送と同様に、事実を正しく把握し、正確な情報を伝えること、誤りが明らかになった場合は訂正すること、を通して信頼を得ていかなければならない
- また、NHKなど、単一の情報源だけでなく、質の高い競争によって、利用者の方々に多角的な 視点が確保され、そうした情報を容易に得られることが重要

NHK

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第28回) 日本放送協会 説明資料

NHK

日本放送協会

2024/7/25

ブロードバンド代替及び放送の将来像について

NHK

出典:デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第27回)事務局説明資料

論点1、6について

論点1 基幹放送の役割

- 基幹放送に期待される<mark>社会的</mark>役割やその<mark>経営環境</mark>についてどう考えるか。
- ■基幹放送をその放送対象地域においてあまねく受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。
- ●基幹放送を電波により受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。

論点6 放送の将来像

- 社会環境の変化 (例: 能登半島地震で課題となった偽・誤情報対策等) などを踏まえ、放送の価値についてどう考えるか。
- 放送概念は将来的にどのような方向に向かっていくと考えるか。
- 放送概念の変化を見据えたときに、放送の担い手になることで認められる効果として何が考えられるか。 (例:権利処理、プロミネンス、多元性確保、データ利用、真実性・信頼性確保等)
- 基幹放送には、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった健全な民主主義の発達の土台となる社会的役割があるものと認識している。
- 情報発信主体としての基幹放送事業者は、放送番組の編集の基準を策定・公表し、それに従って放送番組を編集する(放送法第5条)、番組審議会を設置し、その意見を尊重して措置を行う(第6条)等の仕組みの下、自律的に放送番組の適正性を確保してきた。
- また放送は、有限希少な電波を用いて不特定多数に同時に同じ情報を提供する手段として大きな社会的影響力を有しており、社会的役割・社会的影響力の点から、放送事業者が中継局をくまなく設置し、あまねく放送が受信できるようにすることを義務付けていた現行の枠組み(NHKは義務、民放は努力義務)は適切なものであったと考える。

論点1、6について

NHK

- 現在、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がり、アテンションエコノミーの形成、フィルターバブルやフェイクニュースといった問題も顕在化するなど社会環境は大きく変化したが、質の高いコンテンツ制作を堅持し信頼される情報源としての「放送」の価値にいささかも変わりはないと考える。
- そういった点から、第26回会合で宍戸構成員がご発表されたように「将来的には、伝送路に関わりなく、『公衆』形成に向けた、機能的に同時・同報と理解できる公共的な情報発信サービス(放送事業者が放送に関連して行うもの、新たな主体が行うもの)を、『放送』として位置付けることもできるのではないか」との、技術的要件のみではなく、放送の果たすべき役割、機能から、「放送」を定義していく考え方には賛同する。
- ただ、単に放送の定義を変えれば済むような単純な議論でないことは承知しており、引き続き良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、まずは放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要であると考える。そうした中で、放送事業者がとりうる、持続可能性の高い技術的選択肢を増やす観点から、条件不利地域に向けた放送番組のインターネット配信(IPユニキャスト)を、現在の放送に準ずるものとして取り扱うことは必要であると考える。
- また、視聴者にとって信頼できる情報が多元的にきちんと入手できる環境を維持していくことは重要であると考えており、 NHKとしても、信頼できる基本的な情報を提供し、信頼できる多元性確保へ貢献するという観点から、放送だけでなく (必須業務化される)インターネットも活用しながら、情報空間全体の中で必要とされる役割を、あまねく日本全国におい て引き続き果たしていく。
- 現在、必須業務化されるインターネット業務の来年度後期(予定)からの円滑な開始に向けて準備を進めているところ 4 だが、その状況も見据えながら、情報空間全体における「放送概念」に関する研究、検討は進めてまいりたい。



論点2 地上基幹放送を I P ユニキャストで代替することの是非

- ●地上基幹放送は、基本的に無線局が地上に相当数開設されることによってその放送対象地域における受信エリアが確保されるものである中で、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」は何を意味するか。
- | Pユニキャスト以外の代替手段も考えられる中で、基幹放送の役割を踏まえ、地上基幹放送を | Pユニキャストで代替可能とすることは適当か。
- 現行放送法で「放送」と定義されている地上放送やIPマルチキャスト、CATVでの放送は十分にその機能を発揮してきたが、人口減少や経済状況の変化などにより全国にあまねく届けるための伝送にかかる経費が今後増大していくことが見込まれる。また、より効率的な伝送網を構築することで放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、情報空間が広がる中でより必要とされる、質の高いコンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが必要になる。
- 効率的な伝送路構築に向けてIPマルチキャストやCATVによる代替を検討する中で、回線の敷設状況等により、IPユニキャストによる伝送を必要とする世帯が一定数いることが判明している。具体的には、CATV事業者やIPマルチキャスト事業者が対応困難なエリアに存在する世帯である。そういった世帯に対しても、信頼できる情報をお届けし、全国あまねく視聴者・国民の「知る権利」に奉仕するためには、IPユニキャストでの代替を選択肢として取り得るための制度・枠組みは必要と考える。

5

論点3、4について

NHK

論点3 地上基幹放送を I Pユニキャストで代替可能とする場合の要件

- ●地上基幹放送をⅠPユニキャストで代替可能とする場合には、何らかの要件を設けることは必要か。
- 要件を設ける場合には、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における品質・機能要件の検討状況も踏まえて、例えば、①地理的な範囲、②代替の必要性(例:経営状況、業務遂行等)、③代替の方法、④代替される地上基幹放送を行う者の役割などの観点から、どのような要件を設けることが適当か。

論点 4 地上基幹放送を代替する I P ユニキャストを行う者に適用する規律

- ●地上基幹放送を代替するⅠPユニキャストを行う者を規律することは適当か。
- ●規律する場合には、どのような規律内容とすることが適当か。
- 今回の取組は、小規模中継局等のブロードバンド等による代替を検討する中で、すでに放送の仕組みとして整備されているCATVやIPマルチキャストの他に、IPユニキャストを加えるための検討と理解している。したがって、CATVやIPマルチキャストで規定されている要件から大きく外れるような要件設定は適切ではなく、CATV・IPマルチキャストで実現していることをベースに要件を設定されることが望ましい。(著作権関係は論点5に記載)
- 一方で、これまでの検討において想定されていたIPユニキャストの技術的な特徴や制限から、CATV・IPマルチキャストと同等程度の水準にすることが困難な領域、あるいは同等程度にするために非常にコスト高になるような領域もあるため、現状の技術水準・社会値に準じたリーズナブルな要件も求められるのではないか。
- 要件設定にあたっては、小規模中継局等を停波し、その中継局がカバーしていたエリアに対してIPユニキャストで代替するという観点から、代替可能とするエリアに限定した制御(地域制御)が必要となる。

論点5 その他

- NHKの地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とすることは適当か。
- ●更なる検討が必要となる事項として何が考えられるか。
- 5ページで述べたように、共同利用などの検討により、より効率的な伝送網を構築し放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減することで、経営計画で掲げている「信頼できる基本的な情報の提供」(「情報空間の参照点」の提供)、「民主主義の基盤である多角的な視点の提供」(「信頼できる多元性確保」への貢献)を果たしていくことが必須であると考える。そのため、NHKとしても、IPユニキャストによる代替は必要だと考える。
- IPユニキャスト等による代替は、基幹放送の代替にすぎず、新たなサービスやビジネスを展開するものではない。したがって、ブロードバンド等での代替を実施するにあたっては、新たな権利処理や支払い等が発生しないような枠組みが望まれる。
- IPユニキャストに限らず、IPマルチキャストやCATVによる代替についても、「放送の代替」が主目的であるため、代替が実現したエリアにおいて、電波(中継局等)から代替手段へスムーズに移行できることが必要だと考える。その場合、どのような条件であれば移行できるのか、中継局等の停波も含めどのような手続きで代替していくのか、放送事業者にとって使いやすくまた視聴者にとっても分かりやすい適切な形での法的な整備を求めたい。条件不利地域が今後ますます広がっていくことを踏まえると、並走期間が長くなれば、二重投資となって、コストが確実に増大するため、ブロードバンド等での代替を実現するためには、こうした点を踏まえて制度的に手当てされることが必須だと考えている。



(7) 飯塚留美構成員 (資料 27-2)



デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会第27回

2024年6月10日

放送定義や放送政策をめぐる諸外国動向

助塚留美 研究王幹 調査研究部 一般財団法人 マルチメディア振興センター Foundation for MultiMedia Communications



報告内容

- 1. 諸外国における放送等の定義及びその規律内容
- 2. 諸外国調査から得られた知見
- 3. 最近の政策動向にみる主な論点

All rights reserved ©FMMC 2024

1. 諸外国における放送等の定義及びその規律内容(米国)



	主な定義語	定義の内容	規律内容の例
	放送	一般公衆により直接又は中継局を	【コンテンツ規制等】 ・虚偽情報、ニュース歪曲、政治・公職候補者、公序良俗、青少年保護、アクセシビリティ(字幕、解説等)、警報、広告等 ・字幕付きで放送された放送番組をインターネット上で再送信する場合の字幕付与
		経由することにより受信されることを目的とする無線通信の伝搬	【エリアカバー】 ・原放送局によってカバーされていないエリアにおいてケーブルや衛星による再送信を可能とする仕組み ・公共放送について、放送及び非放送技術の利用を含め、最も効率的かつ経済的な手段により、可能な限り多くの米国市民にサービスを提供する仕組み
米国	ケーブル サービス	映像番組又はその他の番組サービスの一方向での加入者への伝送、かつ、かかる映像番組又はその他の番組サービスを選択又は利用するために必要な加入者との相互のやり取り(もしあれば)	【コンテンツ規制等】 ・公序良俗、青少年保護、警報、チャンネル割当て等 【再送信】 ・放送信号の再送信に当たって、一定の放送局の放送信号を伝搬する義務(マストキャリー義務)を負うか原放送局から再送信の同意を得る義務を負うかを選択
	直接衛星放送サービス	12.2-12.7GHz帯の放送衛星サービス宇宙局から送信又は再送信される信号を、加入者又は一般公衆が直接受信することを目的とする無線通信サービス(直接受信には、個別受信及びコミュニティ受信を含む。)	【コンテンツ規制等】 ・公序良俗、青少年保護、警報、チャンネル割当て等 【再送信】 ・放送信号の再送信に当たって再送信同意を得る義務 ・原放送局のローカル市場内に所在する加入者に対してその原放送局が行う一次送信の二次送信を提供する場合において、そのローカル市場内にある全ての放送局の信号を要求に応じて伝搬する義務

All rights reserved ©FMMC 2024

1. 諸外国における放送等の定義及びその規律内容(英国)



3.7.				
	主な定義語	定義の内容	規律内容の例	
	放送	無線電信による放送	・DTTの世帯カバレッジはアナログ放送の放送範囲と同等	
	放送番組サービス	・テレビジョン番組サービス・オンデマンドプログラムサービス		
英	一 田旭 / しへ	・テレビジョン放送サービス(放送されることを目的として提供されるテレビジョン番組のサービスから構成されるサービス、かつ、公衆が受信可能なように提供されるサービス) ・テレビジョン免許コンテンツサービス(衛星から放送されるテレビサービス、電子通信ネットワークを利用して配信されるテレビサービス(インターネット経由で放送されるサービスを含む。)又はラジオ多重放送によって提供されるサービス) ・デジタルテレビジョン番組サービス	【コンテンツ規制】 ・青少年保護、公序良俗、宗教、正確性、選挙・国民投票、公平性、プライバシー、広告等(テレビジョン及びラジオサービスに含まれる番組のコンテンツについて基準を設定した「Ofcom放送コード」によるもの) 【エリアカバー】 ・公共サービス放送が特定地域における必須提供サービスの受信を確保する義務 ・公共サービス放送が衛星放送・CATVサービスに対してサービスを提供する義務(マストオファー義務) 【再送信】	
		• 制限的テレビジョンサービス 	・衛星放送・CATVサービスが公共サービス放送を自己 のプラットフォームで視聴できるようにする義務(マスト キャリー義務)	
	オンデマンド プログラム サービス	主たる目的が、テレビジョン番組サービスに通常含まれる番組の構成・内容と同等のものであり、アクセスがオンデマンドで行われるものであり、編集責任を有する者が存在するものであり、当該者によって公衆の利用に供することとされたものであり、その者の本社が英国内にあるものであり、かつ、サービスに関する編集上の決定が英国内で行われるもの	【コンテンツ規制】 ・公序良俗、広告等(「Ofcom放送コード」の一部による もの)	

All rights reserved ©FMMC 2024

1. 諸外国における放送等の定義及びその規律内容(ドイツ・フランス)



	主な定義語	定義の内容	規律内容の例
	放送	報道・編集された番組を、動画又は 音声で一般向けに編成・配信し、電 気通信手段によって放送スケジュー	【コンテンツ規制】 ・人権、広告、番組の国籍、自社制作、公序良俗、宗教、統一ドイツの団結・国際理解等
テレメディ	=1.7=7	ルに沿って同時受信すること 電気通信法に規定する電気通信サー ピス又はメディア州際協定に規定す	【エリアカバー】 ・公共放送の同時再送信を行う仕組み 【再送信】
	テレスティア	る放送に該当しない全ての電子的情 報通信サービス	・メディアプラットフォームの提供者は、伝送容量の三分の一以内を確保して、法律おび州メディア監督機関が指定および免許した番組(公共放送、ローカル民放:州/地域/地方)を配信する義務
			【コンテンツ規制】 ・青少年保護、広告、人権、公序良俗等、番組の国籍等
75YZ	視聴覚通信	公衆へのサービスを実現する態様は どうであれ、公衆向け通信としての ラジオ及びテレビサービス又は公衆 向けビデオ・オン・デマンドサービ ス(個人の要求により発信者と受信	【エリアカバー】 ・地上デジタルの無料放送を行う事業者が地上デジタルで人口の95%以上、他の手段(番組配信が可能な手段であれば技術指定なし)を合わせて人口の100%をカバーする義務
		者の間でデジタルデータを交換する オンラインサービスを除く。)	【再送信】 ・地上波以外の手段で番組配信を行う事業者が公共サービス放送を無料で配信する義務 ・地上波以外の手段で番組配信を行う事業者が地上放送の無料チャンネルを適切な料金配信する義務

2. 諸外国調査から得られた知見



- 米国・英国は法律上の放送の定義は、伝送路に着目した、無線によるものと狭義である。しかし、英国は、放送番組のインターネット配信に対して放送の規律を適用しており、ビデオ共有プラットフォームも規制対象となっている。また、米国でも、同時配信への放送規律の適用が拡大している。
- ドイツ・フランスは法律上の放送の定義は伝送路を問わず広義で、同時配信やVODも放送と同様に、放送規律に準じたコンテンツ規制が課せられ、ビデオ共有プラットフォームも規制対象となっている。

られ、	られ、ビデオ共有ブラットブォームも規制対象となっている。					
国	検討のポイントとなり得る諸外国の事例					
米 国	 放送の定義は日本よりも狭い。他方で、公共放送の射程は狭義の放送だけにとどまらず、オンラインで積極的に番組を配信。 地上波アンテナ経由でTV番組を視聴する世帯は20%弱で、過半数の世帯はケーブルや衛星といった従来型の有料TVサービスに加入。しかし、近年は、インターネット上で提供されるオンライン動画配信サービス利用も拡大しており、従来型有料TVサービスを解約する世帯も増加。 このため、オンライン動画配信プラットフォームにはどういった規律が求められるのかも検討されている。実際に、放送番組をインターネット上で再送信する場合の字幕付与等、放送の規律の射程がインターネットに拡大しているものもある。 					
英国	 放送の定義は狭いが、PSB(公共サービス放送)とは、英国の視聴者が、市民としてニーズと個人としての関心に応えるための質の高い番組を、幅広く享受できることを保証するために、議会の介入によって策定された制度と、Ofcom声明文書で説明。 放送の同時配信は「テレビション免許コンテンツサービス」としてOfcom放送コードの規制対象となり、見逃し配信/VODは「オンデマンド・プログラム・サービス(ODPS)」として同コードの一部であるODPS規則及びガイダンスに従う。前者は免許制で、後者は届出制となっている。「ビデオ共有プラットフォーム(VSP)」も基本法で規制対象となっているが、「2023年オンライン安全法(OS法)」の成立により、VSP規制はOS法に引き継がれ、規制が強化される。 					
ドイツ	公共放送は同時配信やオンデマンドが義務付けられ、メディアプラットフォームは指定又は免許された公共放送・ローカル民放番組の再送信が義務付け。 エリアカバーの実際(バイエルン州の例): 民放テレビ番組は、地上波(DVB-T2のカバレッジは限定的)、ケーブル、衛星、IPTVで放送。バイエルンニューメディア監督機関(BLM)は、民放開始以降、プロードバンドケーブルに依存して人口カバーを拡大。2002年からは、同州のDVB-Sプロジェクトとして、ローカル民放のデジタル放送を衛星経由で開始、衛星受信装置等の開発では「バイエルン州メディア法」に基づき同州からの補助金でBLMが継続的に開発。2021年からは、14のローカル番組が使用していた2つの衛星中継器を1つに削減し、コンテンツ制作投資に充当。BLMは、衛星とHbbTVを通じたローカルTVに力を入れ、BLMの支援でメディアライブラリー(インターネット経由のオンデマンド番組提供)を地元テレビ局向けに設置。					
フランス	 地上波以外の手段を使って放送の人口カバレッジ100%を実現しており、放送コンテンツを配信する事業者(ストリーミング配信含む)に対しては公共放送の無料配信を義務付けている。 TV視聴の媒体別割合ではIPTVが70%近くに達していること、公共放送をはじめ主要な地上テレビ放送事業者は同時再送信+見逃し視聴のアブリ配布を実施していること、通信事業者もIPTVと並行して「ネットにつながる機器のどれでも視聴可能」なストリーミングサービスとしてそれをサポートしていることがは、通信事業者もIPTVと並行して、クスタカタリントのようなのとれても思いません。通信事業者のIPT単位を通信を必要ないになっておりません。 					

とから、通信事業者のIP基盤を通じた放送サービスへの協力例として、ルーラル地域へのIPユニキャスト配信等への参考例になると考えられる。

参考-69

3. 最近の政策動向にみる主な論点(米国)



論点	内容			
視聴者保護 放送の広告規制の一部(音量レベル制限)の動画配信への拡大【法案提出】	・2023年3月に上院及び下院で提出された法案「CALM近代化法案(CALM Modernization Act)」は、FCCの権限を拡大し、放送番組の広告音量を制限する規制を動画配信サービスにも適用するよう指示			
公共安全強化 動画配信プラットフォームへの緊急警報 システム参加を義務付ける検討 【FCC意見募集】	・2021年1月に成立した「2021会計年度国防受験法」は、FCCに対して、緊急警報システムに動画配信プラットフォームを加えるかどうかについて意見募集を行うよう指示、FCCは2021年3月に同手続きを実施 ・放送事業者(全米放送事業者協会(NAB)等)、動画配信事業者(全米映画協会(MPA)、AT&T等)双方から、技術的な問題や、それに伴う負担が多大になる一方、効果は限定的といった理由から、その実現可能性は低いとするコメント(動画配信プラットフォームでは特定の地域でタイムリーな緊急警報情報の表示が事実上不可能、携帯電話向け警報と重複する可能性があり利用者の混乱を招く等)			
アクセシビリティ確保 インターネットオリジナルコンテンツへ の字幕の付与【法案提出】	・2023年7月に上院及び下院で提出された法案「通信・映像・技術アクセシビリティ法」は、21世紀 通信・映像アクセシビリティ法(21st Century Communications and Video Accessibility Act: CVAA)を改正し、オンラインで提供される動画番組へのクローズドキャプションや音声ガイ ドを付与する義務の適用や、クローズドキャプションの品質基準等を規定			
放送番組配信の対価 ー部オンライン動画配信サービスへの ローカルTV局との同時再送信交渉義務の 適用検討【FCCでの検討】	・ローカルTV局の収入基盤を強化するため、放送番組をリニア配信する一部のオンライン動画配信サービスに対して、同サービスを提供する市場のローカルTV局と放送番組配信にかかる同時再送信交渉を義務付ける提案が一部の議員や業界から主張され、FCCの関連する手続きでも複数のコメントが提出			
大手テック企業との団体交渉 ローカルニュース配信の正当な報酬確保 【法案提出、委員会通過】	・2023年3月に上院で再提出された「ジャーナリズム競争・維持法(Journalism Competition and Preservation Act:JCPA)」は、TV局を含む中小報道機関がそのコンテンツへの正当な報酬を求めてFacebookやGoogle等と団体交渉することを容認			

All rights reserved ©FMMC 2024

All rights reserved ©FMMC 2024

3. 最近の政策動向にみる主な論点(英国)



論点	内容
プロミネンス マストキャリー義務の RTSSへの適用 【2024年メディア法】	 「2024年メディア法(Media Act 2024)」により、新たなマストオファー義務とマストキャリー義務が規定された。 指定インターネット番組サービス(Designated Internet Programme Service: DIPS)プロバイダー (PSBが該当)に対しては「マストオファー義務」が、規制対象テレビション選択サービス (Regulated Television Selection Service: RTSS)のプロバイダーに対しては「マストキャリー義務」が課される。これにより、RTSSプロバイダーは、DIPSを「適切に目立たせる(appropriate prominence)」ことが求められる。本規定を踏まえて開発されたのが、Freelyアブリ(地上波番組の視聴環境をインターネットで再現するための共同ブラットフォーム)で、2024年4月末にFreely内蔵スマートTVの発売が開始された。 RTSSとは、英国内の相当数の視聴者がTVコンテンツにオンラインでアクセスするために利用しているものを対象とすることが示されており、スマートテレビ、有料テレビ事業者、ストリーミングスティック、セットトップボックスなどが含まれる可能性が指摘されている。 業界関係者の間では、「適切なプロミネンス」とは、実際には何を意味するのかという議論がある。比較的単純なEPGコードでのプロミネンスとは異なり、様々なコネクテッドTVのインターフェースにまたがる議論となるため、RTSSがそのサービスに表示されるコンテンツを目立たせるだめに、どのような方法が適切なのか(例:音声起動検索、ランキング基準、コンテンツレールの順序、アブリの設定など)、業界関係者の間での調整が必要になると見られている。
視聴者保護、 アクセシビリティ確保 Ofcom放送コードのオンラインチャンネルへ の適用 【2024年メディア法】	 英国では現在、約4分の3の世帯がスマートテレビを所有しており、視聴者はPluto TV、Samsung TV Plus、LG Channels、Amazon Freeveeといったサービスを通じて、最大900の規制対象外のオンラインチャンネルにアクセスすることができる。しかし、これらのチャンネルは現在、従来の放送事業者に課されているコンテンツ規制に従う必要はない。 英国では、規制対象の電子番組ガイドに掲載されるチャンネルのみが、Ofcom放送コードに基づくコンテンツ規制の対象となる。これらの番組ガイドは現在、Freeview、Freesat、Sky、Virgin Media、YouView によって提供され、公共放送が目立つように表示されるよう、義務付けられている。 他方で、その他の番組ガイドやチャンネルの多くがインターネットで配信されているが、現在、規制の対象外である。少なくとも19の規制対象外の電子番組ガイドがあり、英国の視聴者は、プレインストールされたソフトウェアを介して直接、ダウンロードしたアプリケーションを介して、あるいは他の番組ガイドのチャンネルスロット経由で、テレビからアクセスすることができる。 しかし、一部のオンラインチャンネルは、運営会社が自主的に定めた不適切または有害な素材に関する規則に従っているものの、英国の視聴者は番組に問題があってもOfcomに苦情を申し立てることはできず、Ofcomにはチャンネルが有害な素材を放送した場合に罰金などの制裁を科は権限がない。また、規制対象外のチャンネルは、障がい者のために字幕、音声ガイド、手話を利用できるようにするOfcom規則に従う必要がない。 そのため、これらの規制対象外のオンラインチャンネルについても、Ofcom放送コードの適用を可能とすることが、「2024年メディア法」によって定められた。

3. 最近の政策動向にみる主な論点(英国)



論点	内容
DTTの将来 ユニバーサルTV配信に向け たアプローチ 【Ofcomによる政府報告】	Ofcomが2024年5月9日にDCMS(文化メディアスポーツ省)へ提出した「テレビ配信の未来」報告書では、デジタル地上波テレビ(Digital Terrestrial Television: DTT)を無期限に継続すべきだとする放送業界のコンセンサスは崩れたとし、産業界と政府が検討すべきDTTの将来として、ユニバーサルTV配信に向けた3つのアプローチが示された。 より効率的なDTTサービスへの投資: DTTプラットフォームが2030年代に十分な視聴者規模を提供すると考えられる場合、あるいはインターネットへの移行が望ましくない場合、継続的な投資や資金調達が可能であれば、より効率的で完全なDTTサービスを検討することができる。これには、より効率的な放送信号のための新しい機器による視聴者への支援も含まれる。 DTTをコアサービス(「ナイトライト」と呼ばれる)に縮小: DTTサービスは最小限のコアチャンネル(例えば、主要な公共サービスチャンネル)を維持することができる。これは、より完全なスイッチオフへの一時的な移行として行うこともできるし、最後の手段のプロバイダーとして無期限に維持することもできる。これにより、インフラの運営は全体として安くなるが、より少ないユーザーに分散することになるものの、FM/DABラジオなどのインフラの共同利用者は、緊急時にレジリエントな放送を提供することをできる。2030年代にかけてDTTスイッチオフに向けて移行(政府は少なくとも2034年まではDTTを維持することを約束): 人々がインターネットTVサービスに接続し、使いこなせるようになることを支援するキャンペーンを計画的に実施すれば、DTT停波を促進する可能性がある。これには、公共サービス放送の普遍性を確保し、誰一人取り残さないようにするための慎重な計画が必要であるが、デジタルインクルージョンにとってもより広範な便益がある。

All rights reserved ©FMMC 2024

3. 最近の政策動向にみる主な論点(ドイツ)



論点	内容
共同プラットフォーム、 関かれた意見形成プロセ ス レコメンド機能における 公共的アルゴリズム 【メディア州間協定】	 テレメディアサービス(インターネットサービス)規定では、ARDに加盟する州放送協会、ZDF、ドイチュラントラジオは、インターネットサービスを共同のプラットフォーム戦略を考慮に入れたうえで提供し、公共放送がエンターネットサービスでレコメンド機能を利用したり提供したりする場合、当該機能は開かれた意見形成プロセスと幅広い議論を可能にするものでなくてはならないと定められている(「メディア州間協定(MStV)」第30条第5項)。つまり、公共放送番組の配信サービスにおけるレコメンド機能のアルゴリズムは、収益を最大化するために設計される営利目的の動画配信プラットフォームのアルゴリズムとは一線を画すものでなければならないとされる。 ARDとZDFは2024年5月、共同オペレーティングシステム(OS)を通じて、ストリーミングサービスを技術的に統一する計画を発表した。共同OS構築の背景には、「ジャーナリズムの質、編集の多様性、公共サービスの価値を兼ね備えたサービスを共同で作り上げることで、ドイツ社会に貢献する価値観に基づいた透明性の高いストリーミング・プロバイダーとして、営利を目的とする大手ハイテク企業に対抗するために、共同の立場を確立すること」がある。 当該OSによって、商業的なプラットフォームとは対照的に、透明性のある公共サービス・アルゴリズムと、慎重かつ厳格なデータの取り扱いに基づいた、登録ユーザーへのレコメンド機能が導入されると強調。ARDとZDIは、自らを市場と社会の「イネーブラー」と位置づけ、オープンソースのストリーミングOSによって、小規模な商業プレイヤーであっても、簡単に独自のブラットフォームを構築したり、開発する機会が得られるとし、開発・運営の効率化・費用対効果の向上が期待されている。 公共放送が主体となって、共同OSを構築し、広く一般に公開することで、公共価値に根差した質の高い多様なストリーミングサービスの実現に向けた取組みが注目される。

All rights reserved ©FMMC 2024

3. 最近の政策動向にみる主な論点(フランス)



論点	内容			
財源の確保 公共放送改革法案 【議会で審議中】	2023年6月に議会の関連委員会で調査報告が行われ、2024年5月に正式に「法案」として起草、審議が開始された。 内容は、①ラジオ、テレビ、国際放送、映像アーカイブセンターを持株会社「France Madia」下にまとめ、冗費を 削減する。②「公益」を活動意義とする事業体として、現在昼間には許可されている広告放送を廃止、財源はすべて 税からの交付金とする。 議会での論議の焦点は、①の是非と②で、現在の付加価値税の一部に代わる財源が見いだされるかであると目されて いる。			
	映す画面の番組案内やリモコン ネルの優先権(プロミネンス) ・ 配信機器の多様化に伴い、対応	ノのチャンネルボタン等のユーザインター が規定されている。 ゴチャンネルには何が入るかに関するパブ	2第86-1067号」第20-7条では、TV放送をフェースにおいて、「公益に資する」チャンコメが2023年に実施されたが、結論は出すネンス対応」を行うインターフェース事業:	
プロミネンス ユーザインター フェースにおけるプロミネンス 【ARCOM公開諮問】	(Téléviseurs) - SAMSUNG équipés de TIZEN - LG équipés de LG Web OS - TCL équipés d'Android TV ou de - HISENSE équipés de HISENSE V - PHILIPS équipés d'Android TV ou Google TV	(Passerelles multimédias) - Passerelle Chromecast Google TV 4K (logiciels Chrome OS et Android) - Passerelle Amazon Fire TV Stick (logiciel Android)	(Distributeurs de services) - Amazon Prime - Canal+ / myCanal - Google TV - Orange	
	音声アシスタント (Enceintes connectées) - Google (Google Assistant) - Amazon (Alexa) - Apple (Siriri)	ゲーム機 (Consoles de jeux) - Nintendo (Switch) - Sony (PS5) - Microsoft (Xbox Series, Xbox One)	アプリストア (Magasins d'applications) - Google Play - Samsung Galaxy Apps - Apple Store	

All rights reserved @FMMC 2024



(8) 一般社団法人日本民間放送連盟 (資料 28-3、資料 29-1)



民間放送から見たデジタル空間の 情報流通に関する課題

2024年7月25日

一般社団法人 日本民間放送連盟

はじめに

1

【本日の話の流れ】

- 過日プレゼンを行ったNHKと同様、民間放送は正確な情報発信を通じて、情報空間の 健全性を維持するための役割を果たしています。
- 偽・誤情報がネット上で流通する背景には、デジタル空間における広告のエコシステムの 問題があります。
- 多く課題を抱えているインターネットに圧迫されるかたちで、テレビ・ラジオの 広告費収入が減少し、民間放送が公共的使命を果たす経済的基盤が脅かされてい る面があると、私たちは考えています。

1. デジタル空間でも確かな報道・健全な娯楽を提供

- 「放送」を通じて信頼できる情報や健全な娯楽を供給
- 近年はデジタル空間にも放送由来のコンテンツを供給。自社サイトやアプリだけでなく、系列でまとめたり、外部プラットフォームにも提供
- 能登半島地震では被災地の正確な情報を社会に届けるために、より多くの人々が日常的に目にする場所(TVer)で発信





I. デジタル空間での民放の取り組み

3





ニュース専用アプリの提供も

5

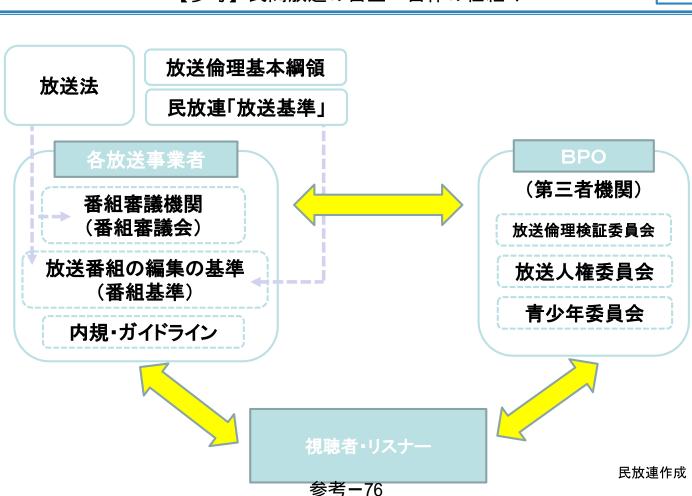




ローカルテレビ局でも約半数が独自アプリで地域ニュースや情報を発信する取り組み

能登半島地震の際には、 TVerにおいて5つの系列全てで、 緊急報道特番をリアルタイム配信(画面は日本テレビの例)

【参考】民間放送の自主・自律の仕組み



2. TVerでは放送における基準を指針として広告審査

【民放連放送基準】

- 第13章 広告の責任
 - (89) 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。
 - (90) 広告は、関係法令などに反するものであってはならない。
 - (91)広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。



- 視聴者(消費者)保護のために各社は番組基準や内規・ガイドラインを定め、広告主の業態審査と個別の広告表現について考査。
- ・ 絵コンテや素材を一本ずつプレビューし、虚偽や誇大、優良誤認、法令違 反、不適切な表現等がないかチェックし、必要に応じて広告会社を介し改 稿要請。
- 視聴者保護、青少年保護の観点から、民間放送は各業界の自主基準を尊重し対応。
- TVerの場で放送局は、放送と同じようにすべての企業の業態審査とすべての素材を考査
- TVerは広告審査を通過したものしか流れない点に、広告主の皆様から評価をいただいている

Ⅱ. 民放から見たデジタル空間の情報流通に関する課題

- 民間放送は広告主企業から受け取った広告費を、制作にかかわる多くの関係者に還元すること通じて、優れたコンテンツが制作される環境を維持しています。
- 出演者、原作者、脚本家、作詞家、作曲家、制作者など、非常に多くの方の協力を得て、 民放が作り上げたコンテンツが、プラットフォーム事業者が提供するSNSなどの上に違 法にアップロードされ、あふれています。
- 明らかな違法行為を含むインターネット広告が多数存在することは、テレビ・ラジオ局の広告収入を圧迫する一因にもなりかねず、ひいては信頼できる情報を提供する使命を負った民間放送の経済的基盤が脅かされます。

1. コンテンツの違法アップロードについて

「YouTube上で、現在放送中のテレビ番組が違法にミラーリング配信され、 公式の放送のすぐ下に表示されているような事例があり、TVerでの同時配信 の取組を台無しにするような事態」が起きている(中島博之弁護士)

「文化庁文化審議会著作権分科会政策小委員会」(2024年2月6日)

- 数多くのテレビ番組・ラジオ番組が違法にアップロードされている。
- 在京キー局が、昨年1年間に削除要請しただけで、約391,000件の違法アップロード
- 違法アップロードされた番組に含まれる権利は、出演者、原作者、脚本家、作詞家、作曲 家、レコード会社、制作者など多数

Ⅱ. 民放から見たデジタル空間の情報流通に関する課題

1. コンテンツの違法アップロードについて

		●2023年(度)の違法動画の削除要請状況			
		期間件数備考			
Ć	D	各社での削除要請	2023年1~12月	約391,000件	 在京テレビ5社による削除要請の合計数 件数は、主なSNSや動画サイト(例: YouTube、bilibili、TikTok、Facebook, Instagramほか)が対象 その他、各社ごとのルールに応じて、件数に含まれていない削除要請も行っている
	2)	放送サービス高度化推 進協会(A-PAB)の事業 による削除要請(削除 要請システム)	2023年4月~2024年3月		 NHK・在京テレビ5社と、その他地上民放約70社の削除要請の合計数 主なSNSや動画サイト(例:TikTok、bilibili、X(旧Twitter)、YouTubeなど)が対象 対象サイト内のクローリングにより検知された違法動画および各社が自ら発見した違法動画の削除要請を行っている
	3)	放送サービス高度化推 進協会(A-PAB)の事業 による削除要請(通報 窓口)	2023年4月~2024年3月	約53,000件	・ 同協会が設置している違法動画の通報窓口へ寄せられた 情報をもとに削除要請を行っている
		※このほかにも、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の枠組みでの削除要請など、上表の件数に含まれていない削除要請も行っている			

※自動検知や通報をもとにした削除要請については、違法動画であるかどうかの判断を原則として放送局が行っている

- 違法アップロードコンテンツに大手広告主の広告が表示されることが多々ある
- その広告費は、違法にアップロードした人とそのプラットフォームを運営する事業者の手に渡っており、制作者や権利者には還元されない
- 不正・不法なふるまいにより、日本のコンテンツ制作のエコシステムが大きく毀損されている状況

構成員限り

違法アップロードコンテンツに大手広告主の広告が表示されている事例

Ⅱ. 民放から見たデジタル空間の情報流通に関する課題

11

2. 民放コンテンツの改ざんについて

- 改ざんは、権利者の権利を侵害する違法行為であり、番組や番組出演者、アナウンサー を騙った動画や広告、ディープフェイクは、放送局や関係者に対する信頼を毀損する行為
- 投資詐欺広告やディープフェイクに民放のコンテンツが改ざんされ使われている



「日テレNEWS24」を騙る岸田首相の演説映像





日本テレビの「news every.」やBS日本の「深層NEWS」の映像を 悪用した投資詐欺広告



テレビ朝日の「徹子の部屋」の番組名と出演者名を騙った投資詐欺広告



テレビ東京の水原アナウンサーの写真を悪用し、米テスラの イーロン・マスク氏が投資勧誘しているように見せるニュース 仕立てのディープフェイク



TBSの「news23」が放送した、小川 彩佳キャスターとソフト バンクグループの孫正義社長の対談を加工して一部を切り 取り捏造し、投資詐欺の記事



フジテレビの「ホンマでっか!?TV」の番組名と出演者を騙った投資詐欺広告

Ⅱ. 民放から見たデジタル空間の情報流通に関する課題

13

2023年度地上波決算の概要

地上波売上高2兆1,435億円(前年同期比 0.2%減)ラジオ放送事業収入1,017億円(前年同期比 2.0%減)テレビ放送事業収入1兆7,273億円(前年同期比 2.0%減)

業態		売上高		経常利益	
		金額(億円)	増減率(%)	金額(億円)	増減率(%)
ラ・テ兼営(31社)		1,866	▲0.5	53	44.6
中・短波単営(17社)		501	5.3	7	54.5
F M (50社)		533	▲0.6	18	11.7
テレビ単営(96社)		18,534	▲0.3	1,052	▲ 17.0
地上波計(194社)		21,435	▲0.2	1,132	▲14.7
テ レ ビ 社	(東名阪テレビ)	14,460	▲0.1	854	▲18.2
	(系列ローカルテレビ)	5,466	▲0.4	233	2.5
	(独立局)	473	▲3.9	18	▲ 45.5

※民放連調べ(2024年7月16日公表)

- 民放連研究所は、2010年代半ばからインターネット広告費の伸長が、テレビ広告費にマイナスの影響を与えることが顕著になったと分析しています。
- インターネット広告費には、違法アップロードされた権利侵害コンテンツや、偽・誤情報それ自体に付随する広告枠によるものが含まれています。違法な事例に対しては、国や行政機関が適切に対応措置をとることを望みます。本検討会の検討範囲を離れますが、プラットフォーム事業者に一定のルールの策定と履行を求める制度が必要です。
- 民間放送は、健全な言論空間と民主主義の維持・保全に貢献する存在であり続けるために、事業の維持・発展に力を尽くしていきます。

Ⅲ. おわりに

15

偽・誤情報が跋扈する背景には、そうした情報を発信した人や、場を提供したプラットフォーム事業者に広告費が入っている構造が見逃せない。 日本アドバタイザーズ協会もさまざまな取り組みを進めているが、アドフラウド、ブランドセーフティなどが問題視されている。信頼できる「放送」に広告を出稿いただくことには、単純な数字以上の価値があると考えている。

民放連は会員社の2024年3月期の決算を集計中だが、赤字社が一定数ありそうな感触だ。物価高騰のあおりを受けて番組制作費が高騰し、人手不足を背景に人件費が上がり、さまざまな燃料コストも増えており、苦しい状況だ。その半面、私どもが提供している番組と広告枠には大きな価値がある。このことを根拠となるデータとともに、広告主をはじめとするステークホルダーのみなさまに、改めてお伝えし理解をいただきたい。そのための努力は惜しまない所存だ。

遠藤民放連会長(再任にあたっての記者会見、2024年6月14日)

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」 (第29回会合)ご説明資料

2024年8月19日

一般社団法人 日本民間放送連盟

論点 | 基幹放送の役割 ①

1

論点1 基幹放送の役割

- 基幹放送に期待される社会的役割やその経営環境についてどう考えるか。● 基幹放送をその放送対象地域においてあまねく受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。
- 基幹放送を電波により受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。
 - 基幹放送は国民の知る権利に応え、非常災害時には国民の生命・財産 を守るという、情報のライフラインの役割を果たしています。
 - →市民の利益への奉仕
 - 民放の大きな役割として、広告放送やイベント開催などで企業の商品・ サービスや活動を社会に周知し、国や地域の経済的な発展に貢献して います。
 - →消費者の利益への奉仕
 - 基幹放送が普及・発展し、多様かつ多彩な情報を社会に伝えるうえで、 財源と組織が異なるNHK・民放の二元体制が功を奏してきました。こう した現行の基幹放送という枠組みを維持することは、必要不可欠だと考 えます。

- ローカル局、ラジオ局は、それぞれの地域に根ざし、取材に裏打ちされた 日々の暮らしに欠かせない信頼性の高い情報や、娯楽を含む多様で豊 かな放送番組をあまねく届けるという基幹放送としての役割、使命を果 たしています。コミュニケーションがデジタル化、双方向化する現代にお いてもなお、ローカル局もラジオ局も、地域に根ざしたライブ情報発信の 担い手として、必要とされる存在です。
- ローカル局やラジオ局に代わって、全国津々浦々において、こうした役割、 使命を果たす事業主体の参入は、現在も将来も期待できないと考えます。

論点2 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非 ①

3

論点2 地上基幹放送を I P ユニキャストで代替することの是非

- 地上基幹放送は、基本的に無線局が地上に相当数開設されることによってその放送対象地域における受信エリアが確保されるものである中で、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」は何を意味するか。
- | Pユニキャスト以外の代替手段も考えられる中で、基幹放送の役割を踏まえ、地上基幹放送を | Pユニキャストで代替可能とすることは適当か。
 - メディア環境の変化や人口減少など、民放テレビ事業者、特にローカル局は厳しい経営環境に置かれています。そうした中、基幹放送としての役割を引き続き果たし、放送ネットワークインフラの維持と効率化を図るため、小規模中継局等の共同利用型モデルやブロードバンド等による代替について「中継局共同利用推進全国協議会」および各地域協議会において、総務省・NHKとともに検討を進めています。
 - 民放連が既に報告したとおり、小規模中継局やミニサテは世帯カバー率が極めて低いにも関わらず、年間維持費の負担が大きいことが定量的に示されています。費用低廉化のために、他の手段による代替を検討するとしても、当該エリアの状況により、既存のCATVやIPマルチキャストでカバーできるとは限りません。

(参照:デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第8回)参考資料3)

論点2 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非 ②

- 伝送手段の技術的な選択肢が増えてきたことに鑑み、「あまねく受信努力義務」を放送用電波だけで達成することにこだわる必要はなくなったと考えます。経営の選択肢を拡げる観点から、条件不利地域等に向けた地上基幹放送のIPユニキャストによる伝送を放送に準ずるものとして取り扱い、代替可能とすることは適当と考えます。
- ただし、個別の中継局に対するIPユニキャストによる代替の是非は、各地域において経済合理性の確保を前提に、固有の事情等を踏まえて検討・決定されるものです。

論点3 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件

5

論点3 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件

- ●地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合には、何らかの要件を設けることは必要か。
- 要件を設ける場合には、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における品質・機能要件の検討状況も踏まえて、例えば、①地理的な範囲、②代替の必要性(例:経営状況、業務遂行等)、③代替の方法、④代替される地上基幹放送を行う者の役割などの観点から、どのような要件を設けることが適当か。
 - IPユニキャストによる代替は、民放事業者の経営基盤強化のための選択肢として、経済合理性の確保に寄与することが期待されています。
 - 第28回会合(7月25日)では伊東座長代理から、BB代替作業チームの検討状況として、IPユニキャストでは遅延やデータ放送などについて、放送と同じサービスレベルの実現は難しいことが明確になったとの発言がありました。
 - 第27回会合(6月10日)では大谷構成員から、受け手のコスト負担を 合理的に抑えるために、IPユニキャストの代替の要件はあまり厳格にせ ずに捉えていく必要があるとの発言もありました。
 - 民放事業者としても、リーズナブルな要件が設定されることが望ましいと 考えます。

6

論点4 地上基幹放送を代替するIPユニキャストを行う者に適用する 規律

論点4 地上基幹放送を代替する I P ユニキャストを行う者に適用する規律

- ●地上基幹放送を代替する | Pユニキャストを行う者を規律することは適当か。
- ●規律する場合には、どのような規律内容とすることが適当か。
 - 中継局の代替を行うものであるため、ベストエフォートであっても一定の 伝送の安定性は必要です。
 - IPユニキャストによる代替の実施にあたり、新たな権利処理の負担が生じないことが必要です。

論点5 その他 ①

7

論点5 その他

- NHKの地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とすることは適当か。
- ●更なる検討が必要となる事項として何が考えられるか。

(I) NHKについて

- NHKと民放は多くの中継局を共同建設しており、IPユニキャストを含む 代替手法の検討・選択はNHKと各地の民放が揃って行う必要がありま す。
- したがって、NHKについてもIPユニキャストで代替可能とすることは適当と考えます。

(2) ラジオについて

- 地上基幹放送の一翼を担う民放ラジオ事業者は、メディア環境の変化の中、テレビにも増して大変厳しい経営環境に置かれています。地域に根差したラジオの持続可能性を高めることは喫緊の課題です。
- 第26回会合(5月24日)における「BB代替作業チーム」の報告に対し、 三友座長から、制度面の検討にあたり、ラジオについても配慮すべき旨 の発言がありました。これは大変重要な指摘です。
- ラジオ中継局のIPユニキャスト(radikoを含む)による代替についても、 経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏 まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい と考えます。

論点6 放送の将来像 ①

9

論点6 放送の将来像

- 社会環境の変化 (例: 能登半島地震で課題となった偽・誤情報対策等) などを踏まえ、<mark>放送の価値</mark>についてどう考えるか。
- 放送概念は将来的にどのような方向に向かっていくと考えるか。
- 放送概念の変化を見据えたときに、<mark>放送の担い手になることで認められる効果</mark>として何が考えられるか。 (例:権利処理、プロミネンス、多元性確保、データ利用、真実性・信頼性確保等)
 - 論点 I で述べた「市民の利益」「消費者の利益」双方への寄与が民放の価値であるという基本は不変だと考えます。放送を役割・機能から定義するとの考え方を全否定するものではありませんが、結果として政府が情報やコンテンツの内容に立ち入ることになるのではないかとの危惧があります。
 - 必要的配信業務が新しく放送法に規定されたNHKと、基幹放送の業務 のみに放送法の規律が課される民放とでは立場に違いがあります。民 放としては将来的な放送の概念・定義の見直しは、慎重に検討すべき課 題と考えています。

- ■「放送の担い手になることで認められる効果」が例示されていますが、 もっぱらネット上の情報・コンテンツ配信に対する優遇措置であることに 違和感を覚えます。また、担い手の対象は現行の放送事業者なのか、他 のメディアサービスを射程に入れるのかなどを含め、精緻な議論が必要 です。
- 民放事業者がインターネット活用に積極的に取り組むことは当然ですが、 伝統的定義における放送の継続との両立が重要です。国民・視聴者の 期待に応えるため、引き続き議論してまいります。
- 第27回会合(6月10日)では森川構成員から、「人口減少時代に、放送事業者がライフラインを維持するための設備投資を続けるためにはどうすべきか」との重要な指摘があり、重く受け止めています。放送事業に関する規制緩和など、負担軽減に資する施策を引き続き行政に求めたいと考えます。

(9) 曽我部真裕構成員 (資料 28-5)

論点(案)に対するコメント

曽我部真裕

○ 論点1ないし3について

放送制度は、2010年放送法改正以前の定義(以下、「伝統的定義」という。)における放送の技術的な特性を基礎に形成されてきたといえる。その主なものは、①同報性、②輻輳のないこと、③低コストと広範囲に到達すること、であろう。

放送は、これらの特性を利用して、広く市民が共有すべきいわゆる基本的情報(災害やパンデミックなど生命身体の安全に関わる情報、報道など民主主義の維持に関わる情報、ドキュメンタリーやある種のドラマなど人々が自律的に人生を送るために必要な情報など。視聴率の高いものも低いもの(不採算なもの)も含む。)の伝達する役割をゆだねられてきた。

こうした役割を最大限に発揮させるために、一方では番組準則をはじめとする規律が課され、他方では、あまねく放送する義務ないし努力義務が課されてきた。

あまねく放送する義務・努力義務は、引き続き維持されるべきであるが、技術的選択肢が 増えてきたこんにち、伝統的定義における放送によってすべてをカバーする必要はなく、経 営上の選択によって他の技術的手段を利用することも排除されるべきではない。もっとも、 その際には、伝統的定義における放送の特性②は、大災害、大事件の際に情報が得られない ことのないよう、同等性が確保されなければならない。①に関しても同様であるが、通信技 術を利用することによる数秒の遅延を問題とする必要はないように思われる。

こうした観点からは、IP ユニキャストによる代替に特に厳格な条件を付すことなく、基本的には放送事業者の経営判断に委ねることも考えられる。しかし、IP ユニキャストは、録画やデータ放送などの点で伝統的定義における放送と比較して視聴者の利便性を損なう面があり、こうした観点からすれば、ミニサテ局による中継がコスト面で著しく不合理であり、ほかに適切な代替方法がない場合など、限定的に認めることが妥当だと思われる(論点2、3)。また、番組準則をはじめとする規律が正当化されるのは伝統的定義における放送であるがゆえであることを踏まえれば、放送対象地域の大部分(所定の数値を法令等で定めることを想定)は伝統的定義における放送によってカバーされていることが必要ではないか(論点1「基幹放送を電波により受信できるようにする現行の枠組み」とも関連。)。

NHK の地上基幹放送を IP ユニキャストでの代替については、基本的には慎重に考えるべきであろうが、民放が代替をし NHK がしないという場合の視聴者の利便性なども考慮する必要があるのではないか。

○ 論点6について

前述のとおり、これまでの放送制度は、伝統的定義における放送の技術的特性を基点として、それに一定の役割を付与することで形成されてきたが、将来的にはそれが逆転して、役

割論主体になる。

役割論としては、引き続き基本的情報の供給ということになるが、ネット時代となり、これらの情報は個別には多く供給されているので、放送制度に期待されるもの(放送の価値)は、それらを選別しまとめて提供する「参照点」としての役割となる。最近言われるアテンションエコノミーの影響回避といった点も、そこに含まれる。

伝統的定義における放送、特に基幹放送なかでも地上波放送においては、法令等に基づいて作出された寡占性を背景とした独占のレントによって経営基盤が保証され、不採算番組も一定程度放送することを求めることが経営基盤的に正当化され、他方、そのための内容規制が、電波を利用することから理論的にも正当化されるという構造であった。

現在の制度の延長線上で考えるならば、まずはこうした構造を前提とする必要がある。そこで考えられるのが、すでに指摘されているように、放送事業者に対して、OTT上でのプロミネンスや、著作権処理での優遇、NHKからの協力など、ネット上の業務での優遇付与である。放送事業者は、伝統的定義における放送を継続しつつ、ネット上では伝統的定義における放送に準じる水準のコンテンツを配信し、それに対して優遇を受ける形である。この際、ネット配信の部分を放送概念に包摂するか否かは、本来は、本質的な問題ではないように思われる(著作権処理での優遇のために放送概念を拡大するのか、それ以外の法技術で優遇を可能とするのかといった議論は技術的なことではないか。放送概念に伴うメリットと負担とを一括して与えたいのであれば放送概念の拡大という方法をとることになる。)。

他方、将来、放送制度自体が地盤沈下し(伝統的定義における放送がいよいよ見られなくなり)、多くの放送事業者にとっても免許維持の負担に耐えられなくなった段階では、より抜本的な改革が必要となる。伝統的定義における放送を継続するかどうかは別として、いずれにしても伝送路としては通信が中心あるいは全てとなる。一案として、PSM(パブリック・サービス・メディア)の提案があり、個々のメディアの判断によって PSM の認定を受けると、プロミネンス等のほか、受信料財源からの補助などが得られる代わりに、基本的情報の供給について一定の規律を受けるという制度が考えられる。そこでは、手上げ方式でPSM 認定を受けた主体を基準とする規律となり、放送概念は不要となる。

(10) 林秀弥構成員 (資料28-6)

○DX時代の信頼と公共性 放送の価値と未来 (民放連研究所客員研究員会 編)

- 第1章 「放送」概念についての覚え書き――通信と放送の融合を見据えて[林 秀弥]
- 第1節 はじめに
 - 第2節 放送と通信の区別基準--歴史的経緯
 - 2・1 当初の分類:電電公社民営化前およびNTT再編(1999年)前の体系
 - 2・2 「境界領域的サービス研究会中間報告」
 - 2 · 3 2 0 1 0 年放送法等改正

第3節 若干の考察

- 3・1 通信と放送の法体系の見地から
- 3・2 「社会的影響力」論と受信者側からみた放送概念のゆらぎ
- 3・3 周波数の有限希少性論
- 第4節 結びにかえて

【抜粋】

- 常時同時配信は放送かというとそうではない。…(中略) …これに対して、例えば、「ひかりTV」のようなIP放送(後述)については、放送法にいう「放送」とされている。…(中略) …しかし、コンテンツそのものについては、「通信/放送」の区別はなくなってきているように見え、それがどのように伝送されるかによって、そのコンテンツを伝送するサービスが通信または放送に区別されることになるにすぎなくなってきているようにも見受けられる。その一方で、放送と通信には、厳然たる規制の違いがある。
- ■電気通信事業と放送事業の重要な相違点は、取り扱う情報に対する事業者の関与の有無であり、前者は関与しないことが大前提であるのに対して、後者は逆に放送番組として世の中に出すうえで全面的な編集責任を負っている。・・・(中略)・・・・電気通信事業とはまったく異なる特別の規律形態を歴史的に育んできたことが、「放送」を他のメディアサービスとは異なる特別の地位を付与し、それが放送概念の維持し続けるモメンタムとして機能してきたのではないかと思われるのである。
- 2010年改正放送法によって、放送法が有線、無線のいずれの形態の放送をも対象とし、番組規制を同法に一本化したということは、 番組規制の根拠を「放送の影響の大きさ」という点に求めたものと解さざるをえない。
- かつて通信と放送を分ける基準の1つであった**放送の即時性・同報性が、ブロードバンド・インターネットの普及に伴うコンテンツ配信サービス(いわば「公然性を有する通信」)の登場により放送固有のものではなくなった**ため、放送と通信と切り分ける基準として「社会的影響力」の程度があらためて脚光を浴びることになった。
- 放送の社会的影響力の判断について外形的に判断可能な定量的指標に重きを置いた分析になればなるほど、放送とインターネットメディアの境界は曖昧となる。例えば… (中略) …情報源としての重要度について、全年代では、テレビ88.3%、インターネット77.5%… (中略) …の順に重要度が下がり、20代および30代において、インターネットの重要度がテレビの重要度をそれぞれ上回っているとの調査結果が出ている。… (中略) …このように、とりわけ若い世代にとっては、すでにインターネットがテレビより重要度を上回っているとの調査結果が出ており、またインターネット経由でのテレビ放送番組の配信(これ自体は放送法上はいわゆるインターネット活用業務であって「放送」ではない)が放送類似のサービスとして今後とも進展していくことが予想されている。現実には、放送あるいはⅠР放送と放送類似の「インターネットテレビ」(通信)との社会的機能は近接してきており、利用者(視聴者)からすれば両者の細かな区分はわからない。… (中略) …加えて今後は、インターネットを介した一斉同報等の放送に類似した送信の品質も向上し、両者の機能がさらに近接することが想定される。このため、ますます放送と通信とを区分する基準が見えにくくなる。

林構成員「『放送』概念についての覚え書き」(概要)②

- 例えば、総務省の説明では、IP放送とは、リニアサービス(サービス提供者が送信のタイミングを決定するもの)の形態をとり、クローズドネットワーク(回線事業者等が管理可能な閉域網でサービスが提供されるもの)で提供される放送の同時再放送(地上/衛星放送の再放送)または自主放送(地上/衛星放送の再放送以外)をいう、としているが、これらは、配信サーバーから全チャンネルを同時かつ一斉に送信されている(broadcastingされている)点(マルチキャスト方式による送信)を捉えて、利用者のリクエスト(要求)に応じてインターネットを通じて送信する通信とは区別されている。しかし、これはもっぱら技術的観点からの説明であって、放送の内在的意義ないし社会的影響力といった実質的観点からの説明ではない。このような技術的観点からの形式的説明だけでなく、より放送の積極的意味づけに照らした説明が求められるのではないか。
- そもそも放送とそれ以外の放送コンテンツの配信を区分する基準、特に上述の送信者と受信者の「紐帯関係」を基礎とした放送概念の 識別基準はすでに今日的意味を失っている。今後番組(コンテンツ)の受け手の側から放送概念を再構成する必要はあるまいか。もち ろん放送概念の再構成には、著作権(自動公衆送信権)・著作隣接権(送信可能可権)や放映権(放送権契約で定まる権利)の問題も 絡み、実務的には難しい問題であるが、今後とも検討を深める必要がある。
- これまで放送の自由の観点から放送の公共性を精緻化するための憲法的議論の営為が連綿と積み重ねられてきたのは、「「放送の公共性」は、それ自体価値関係的なニュアンスを帯びた言葉であるため、」、「放送の諸特質という実態の背後に控えている憲法的価値を押さえて放送の公的規律を論証しなければ、単なるイデオロギーに堕するおそれがある」からである。
- NHK受信料訴訟最高裁判決は、放送を、「憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである」としている。放送は単に消費者が見たいときに見るという消費的ないし嗜好的要素を超えて、「国民に広く普及されるべきものである」からこそ、判決も述べるように、「電波を用いて行われる放送は、電波が有限であって国際的に割り当てられた範囲内で公平かつ能率的にその利用を確保する必要などから、放送局も無線局の一つとしてその開設につき免許制とするなど(電波法4条参照)、元来、国による一定の規律を要するものとされてきたといえる」のである。
- 放送に対してこのような規律をしているのは、伝統的に、放送が有限希少な電波を使用することおよび放送の及ぼす社会的影響力が大きいことによるとされてきたが、この根拠は真に根拠たりうるのかさらに精緻化していく必要があるように思われる。
- 多様な価値観をもった人びとが、正しく偏りのない情報に基づいて、お互いの利害に配慮し、そしてお互いを人として尊重しながら議論ができることが健全な民主主義社会の基盤であるとするならば、インターネットは、一部で、人びとが接する情報に強いバイアスをかけることで、むしろ民主主義を弱体化させる効果をもたらしているようにさえ見受けられる。・・・(中略)・・・・これらによって引き起こされる知識、社会の二極化について考えるとき、その救いとなるのは、やはり放送である。

【注】全文は以下のURLで閲覧可能です。



(11) 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 (資料 29-2)

資料29-2

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 (第29回) 日本ケーブルテレビ連盟 説明資料

2024年8月19日

(一社) 日本ケーブルテレビ連盟

(**LETG**) 2030 Cable Vision

Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietar

情報空間の健全性確保に向けて

(論点6)放送の将来像

(1)「放送基準」により、放送や配信での法令違反や不適切な表現を防止

次の点を重視

- 1. 生活に役立つ地域情報の提供
- 2. 正確で迅速な報道
- 3. 健全な娯楽
- 4. 教育・教養の進展
- 5. 児童および青少年に与える影響
- 6. 節度を守り、真実を伝える広告

般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 放送基準

(2)データ放送、ホームページ、配信プラットフォームなどで、健全なコンテンツや情報を提供



正確で確かな地域情報を、デジタル情報空間に提供することで、健全性の確保に貢献

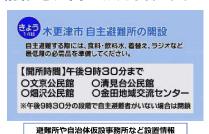
2,大規模災害時の災害関連情報の提供

(論点6)放送の将来像

(1)災害時に、地域のライフライン情報を、自主放送番組やデータ放送、ホームページで提供



電気や水道、ガスなどの停止地区の情報





河川の氾濫や水位の情報

(2)関係機関とライブカメラ映像などを相互利用し、放送や動画配信で提供



河川の氾濫ライブカメラ



がれきの撤去や集積



ボランティアセンターの様子

(論点6) 放送の将来

(3)各地の関連機関と、災害時のBCPなどに関する連携協定を締結



■連盟加入事業者206事業者が520自治体と協定を締結(2020年調査) •NHKと連盟加入86事業者が覚書を締結

災害時に、被災者に地域に密着した信頼性の高い情報を提供

(**担답**) 2030 Cable Vision

Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprieta

3, 能登半島地震の経験から

(1) 甚大な被害

- ・道路が寸断され復旧作業が困難に
- ・職員などの関係者も被災者



ケーブルテレビ事業者1社の BCPでは対応が困難

(2) 大規模災害が多発する社会環境の変化に対応するための提言

(強靭で復旧しやすいネットワークシステムの構築)

- ・光ファイバー化の促進や、伝送のバックアップルートの整備、非常用電源の確保など、より強靭なネットワークシステムの整備
- 被災を想定した、ヘッドエンド設備や受信点設備など予備機材の整備、ケーブルや電柱、支線などなどの予備資材の備蓄 上記を可能とする予算支援や補助事業、税制施策などの実施をお願いいたします

(迅速な復旧を可能とする支援体制)

- 放送・通信を重要インフラと位置付け、電力、水道などの異なる業界や、自治体や行政と、一体となった支援体制の構築
- まずは現地へ地への物資の送付や技術者の派遣を行う、プッシュ型の復旧支援

上記を可能とするルールの整備や体制構築などへの支援をお願いいたします

(3)ケーブルテレビが災害時に役立つ存在であるために

大規模災害時に頼りにされるケーブル テレビであるために、日常から一番活用 されるメディアであることが肝要



「IP地域統合プラットフォーム」に

- 日常から一番活用されるメディアに
- これまで以上に地域に密着した情報を提供
- ・地域のお困りごとを支援(医療や介護、交通、買い物など)

復旧・復興の貴重な経験を検証し、大規模災害時に身近で頼れるメディアに



4, 小規模中継局等のケーブルテレビ代替の検討



(1) ケーブルテレビでの小規模中継局等の代替は可能

- ・全国の多くの世帯において、一定の設備追加によりケーブルテレビの接続・利用が可能
- 小規模中継局等の多くのカバーエリアにおいても、ケーブルテレビサービスを提供中
- データ放送など放送と同一の内容が提供可能で、追加の権利処理も不要
- ・ブロードバンドサービスやローカル5Gを実施しているケーブル事業者も多く存在

(2)実証事業への参加

ケーブルテレビによる代替実証に参加・協力

- ・昨年度は、辺地共聴のケーブルテレビ・ローカル5Gでの代替実証を茨城県と千葉県で実施。
- ・今年度は、小規模中継局等のケーブルテレビでの代替の実証事業を、岩手県、栃木県、愛媛県で実施







久万菅生中継局 協力:愛媛CATV

(3)実施に向けて明確にすべき事項

対象放送局に加え、総務省、地元自治体、ケーブルテレビ事業者が連携し、必要に応じ協議会*を設置し以下を検討

- ・対象放送局は、廃局の電波を受信している世帯や、共聴設備など、影響範囲をすべて特定することが必要
- ・加入費や利用料など、視聴者の新たな費用負担も想定されるため、対象放送局を中心とした地元理解の取得が必要
- ・幹線路延伸や設備増強、宅内設備などの初期費用の対象放送局負担と、支援する補助事業が必要
- ・保守・運用や設備更新、人口減少対応などの運用費用などの対象放送局負担と、支援する補助事業が必要



*現在の中継局共同利用推進全国協議会とは別の座組

ケーブルテレビを含め、地域に適した代替施策を検討

(**LETG**) 2030 Cable Vision

Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary